

陳 情 回 答 綴

(陳情第 62 号～第 85 号)

令和 4 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

陳情第 6 2 号	行政にかかる諸問題について	1
陳情第 6 3 号	行政にかかる諸問題について	2 3
陳情第 6 4 号	難聴者施策について	4 7
陳情第 6 5 号	行政にかかる諸問題について	4 9
陳情第 6 6 号	行政にかかる諸問題について	7 1
陳情第 6 7 号	人権施策について	8 1
陳情第 6 8 号	障害者施策の充実について	8 3
陳情第 6 9 号	保育施策について	8 7
陳情第 7 0 号	児童発達支援センターの充実について	8 9
陳情第 7 1 号	児童自立支援施設について	9 1
陳情第 7 2 号	行政にかかる諸問題について	9 3
陳情第 7 3 号	行政にかかる諸問題について	1 0 1
陳情第 7 4 号	北区の文化ホールについて	1 1 7
陳情第 7 5 号	公共交通について	1 1 9
陳情第 7 6 号	公共交通について	1 2 1
陳情第 7 7 号	公共交通について	1 2 7
陳情第 7 8 号	堺環濠都市北部地区について	1 2 9
陳情第 7 9 号	公立幼稚園について	1 3 1
陳情第 8 0 号	支援学校について	1 3 3
陳情第 8 1 号	学校給食について	1 3 5
陳情第 8 2 号	放課後施策について	1 3 7
陳情第 8 3 号	放課後施策について	1 3 9
陳情第 8 4 号	放課後施策について	1 4 1
陳情第 8 5 号	放課後施策について	1 4 3

番 号	陳情第62号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委 員 会	議会運営委員会
審査日	12月16日
<p>(審査結果)</p> <p>第6項</p> <p>「広報さかい」に掲載している「議会のうごき」は、本会議や委員会において議論した事項を、議事の記録に基づきできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する決定の結果を表の形式にした会派等別の賛否の一覧を掲載するなど、内容の充実を図ってまいりました。</p> <p>今後とも、この「議会のうごき」をはじめ、議会に係る広報は、市民の皆様により一層分かりやすい掲載内容となるように努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>	

番 号	陳情第62号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局産業戦略部産業企画課）</p> <p>本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげていくことを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進していく必要があると認識しています。</p> <p>なお、本市は、カジノを含む統合型リゾート（IR）の誘致には関わっていません。</p> <p>第8項（広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」は、令和2年度に策定した広報戦略に基づき、行政からのお知らせに加え、市の魅力や変化、セーフティネット情報を大きく伝える「特集」を組み入れた紙面で構成しています。</p> <p>また、紙面には限りがあるため、各担当課から提出される原稿を厳選したうえで、二次元コードを活用するなど、情報量を精査して掲載しています。</p> <p>幅広い読者の方に情報をお届けするため、イベント情報についても、なるべく多くの方に参加いただけるようなものを優先的に掲載しているところです。</p> <p>今回、ご指摘がありました「コクリコさかい」に関しては、多くの方が参加いただけるイベントの開催に合わせる形で、令和4年8月号で特集記事を掲載しました。「コクリコさかい」が幅広い世代に親しまれていることをPRするため、利用者のインタビューもお届けし、イベントの紹介に留まらず、男女共同参画センターの相談ダイヤルなども掲載しました。</p> <p>また、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和4年6月号）」や「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（令和4年11月号）」など、セーフティネットに関する情報は紙面を割いて伝えることで、情報が得られない事による不利益・不平等が生まれないようにお届けしています。</p> <p>今後も毎月、特集を組み入れながら、市の重要施策や市政情報をはじめ、市民の暮らしを守るセーフティネットに関する情報などを幅広くお届けし、市民の期待に応える広報活動に努めます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（市政集中改革室）</p> <p>本市の財政は、平成28年度以降、恒常的な収支不足が生じ、令和3年2月に公表した財政収支見通しにおいて、近い将来に基金が枯渇することが見込まれる危機的な状況にあったことから、同年2月に「堺市財政危機宣言」を発出、同年10月には「堺市財政危機脱却プラン（案）」を策定し、市政全般にわたる改革に取り組んでいます。</p> <p>令和4年2月に公表した財政収支見通しでは、同プラン（案）の取組や市税等の増加などにより大幅な収支改善が図られたものの、同プラン（案）の取組をすべて実施した場合においても、なお依然として収支不足が続く厳しい財政状況にあることから、今後、プラン（案）の取組を着実に推進し、また更なる取組の追加・具体化を図る必要があると考えています。</p> <p>また、令和3年度決算では大幅な収支改善となったものの、これは地方交付税や臨時財政対策債が大幅に増加したことや、令和4年度以降に還付が必要な国費・府費の収入超過等によるもので一時的な改善であると認識しています。</p> <p>同プラン（案）の取組を進め、安定的な財政基盤を構築することにより、住民サービスの維持・拡充のための更なる投資や新たな行政課題への機動的な対応が可能となり、市民の皆様が安心して暮らすことができる市政運営を確保できるものと考えており、今後も改革を着実に推進していきます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（ICTイノベーション推進室）（健康福祉局長寿社会部国民健康保険課・医療年金課）</p> <p>国が推進する健康保険証とマイナンバーカードの一体化は、マイナンバーカードを利用して医療機関等を受診していただくことで、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになることから、利便性の向上につながるものと考えています。</p> <p>なお、国民健康保険及び後期高齢者医療制度における現行の健康保険証の取扱いについては、今後の国の動向を注視していきます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（財政部財政課）</p> <p>国に対する「令和4年度新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、地域経済の活性化など、新型コロナウイルス感染症への対策として必要な財政支援を継続することを要望しています。</p> <p>また、本市を含めた政令指定都市20市が参画している指定都市市長会から国に提出している「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」において、感染症対応に必要な財政措置について要望しています。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	選挙管理委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>選挙公報は、公職選挙法第170条において、国政選挙での配布期間を選挙期日の2日前までに各世帯に配布するものと定められていますが、期日前投票の投票割合が増加していることもあり、近年、より迅速な配布が求められているものです。</p> <p>しかしながら、期日前投票は公示日の翌日から開始されるため、選挙公報の作成・配布準備に要する時間が必要であることから、どうしても配布を期日前投票期間の初日に間に合わせることはできません。</p> <p>選挙公報については、本市への納品後、配布洩れを防ぎながらできるだけ速やかな配布に努めているところです。また今後においても、より迅速かつ確実な配布に努めるとともに、ホームページへの掲載や市政情報コーナーでの配架、期日前投票所での閲覧等の補完措置を引き続き講じていきます。なお、これら補完措置の周知方法については、検討をしておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>第13項（選挙管理委員会事務局）</p> <p>誰もが投票しやすい環境づくりは重要なことと考えております。現在132箇所全ての投票所では、段差解消や点字器、車イス、コミュニケーションボードなどを設置しております。</p> <p>郵便投票の対象者を現行の「要介護5」から「要介護4」及び「要介護3」全体に拡大するよう指定都市選挙管理委員会連合会において、法改正要望を行っております。引き続き本年度においても法改正要望を行っていく予定となっております。</p> <p>選挙当日の投票所は、交通の利便性等を考慮するとともに、地域住民のご意見、ご要望を勘案し、投票区内の選挙人に身近にある学校や自治会館等をご投票所としてお借りして設置しております。今後とも地域の方々のご意見を伺いながらよりよい投票環境の整備を図ってまいります。</p> <p>なお、堺市内のどこでも近くで投票できる投票所、いわゆる共通投票所の設置には、市内所132箇所の投票所をセキュリティの確保された専用の通信ネットワークで繋ぎ、投票情報を一括管理できる投票システムを導入しなければ二重投票の防止等適正な執行管理ができません。</p> <p>そのためには、システムの導入に加え、投票所としてお借りしている学校の体育館や地域会館等の通信インフラの整備が不可欠となることから、本市での共通投票所の設置は難しいと考えております。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（市民生活部消費生活センター）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課・長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課・子ども相談所育成相談課）</p> <p>本市では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立相談支援機関として「堺市生活・仕事応援センター」を開設し、生活困窮者に対する相談支援やハローワーク等と連携した就労支援等を実施しています。引き続き、関係機関と連携して、生活困窮状態にある方に対する支援を行います。</p> <p>障害者虐待に関しては、健康福祉局に対応窓口を設置し、虐待を受けた方の安全の確認、安全の確保、その後の自立の支援を幅広く行っており、必要に応じて庁内の関係機関に協力を要請しながら対応を行っております。</p> <p>また、高齢者虐待に関しては、市内の地域包括支援センターが、関係機関と連携し、対応にあたっています。</p> <p>子ども相談所及び各区子育て支援課では、18歳未満の子どもとその保護者を対象に、子どもに関する様々な相談をお受けしています。児童虐待や不適切な養育に至る背景は様々で、「保護者の宗教などへの信仰が影響していると考えられる場合」に限らず、個別の事例に関して、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等を把握し、適切に対応しています。</p> <p>第15項（男女共同参画推進部生涯学習課）</p> <p>公民館は、社会教育法第20条に基づき、生涯学習の振興、地域振興、住民相互の親睦を図ることを目的として設置しており、お住まいの区域に関わらずどなたでもご利用いただけます。公民館の増設予定はございませんが、現在市内に設置している6館を学習活動やコミュニティ活動の場として、幅広くご活用ください。</p> <p>今後とも、利用者の声を聞きながら、市民の皆様の身近な生涯学習施設として、利便性の向上に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第16項（男女共同参画推進部男女共同参画センター）</p> <p>利用者の多様な要望に応えるために、男女共同参画交流の広場や生涯学習施設など、既存施設との連携を図りながら、活動の場の提供に努めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項（男女共同参画推進部男女共同参画推進課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課）</p> <p>本市では、経済的理由等により生理用品を入手できないなどの「生理の貧困」の問題に対応するため、昨年度に引き続き今年度も「困難を抱える女性への支援事業」を実施しています。</p> <p>本事業では、生理用品の配布をきっかけに、困難を抱える女性を相談・支援につなげることを目的として、男女共同参画推進課、男女共同参画センター、男女共同参画交流の広場、各区役所、社会福祉協議会などで、相談窓口の案内カードを同封した生理用品の配布を行っています。</p> <p>また、学校では、児童生徒から生理用品の持参を忘れた旨等の相談を受けた場合には、児童生徒の心身の健康状態等について把握するため、保健室等で対面による個別の対応を基本としています。</p> <p>なお、各校において、衛生面や安全面での懸念がないと判断できる場合には、対面による配布と並行して、トイレ等に設置する方法での配布もしています。</p> <p>生理用品を十分に入手できない状況にある女性には、経済的な困難だけでなく、様々な背景や事情があると考えられます。</p> <p>今後も、困難を抱える女性を相談や支援につなげるために有効な配布方法や配布場所等について検討します。</p> <p>第18項（人権部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課）</p> <p>本市では、LGBTQ等の性的少数者の人権問題について理解促進を図るため、堺市ホームページへの掲載をはじめ、講演会の開催、大型商業施設や各区民まつりにおけるパネル展示などの啓発事業を実施しています。</p> <p>本市の学校園に対しては、令和4年5月に作成した「学校園における性の多様性を尊重する対応について（教職員向け）」に基づき、当該児童生徒に対して適切に対応していくよう啓発しています。あわせて、「性的指向及び性自認に関する人権についての教育」を推進するため、教職員自身が基本的な知識を理解するための研修動画及び子どもたちが主体的に取り組めるような指導案を作成し、学校園に送付しています。</p> <p>また、児童生徒及び教職員を対象に、当事者の方を講師とした人権学習会や研修会を各学校で実施しています。</p> <p>今後も、全ての人々が自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向け、啓発を推進します。</p> <p>第19項（人権部人権推進課）</p> <p>本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、施策に取り組んでいます。</p> <p>「核兵器禁止条約」につきましては、本市も加盟している平和首長会議から、日本政府に対して署名・批准を求めています。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p data-bbox="229 472 608 506">第20項（人権部人権推進課）</p> <p data-bbox="229 512 1428 631">日本国憲法、中でも第9条につきましては、さまざまな議論がなされていることは認識しています。しかしながら、憲法改正につきましては、国権の最高機関である国会での発議を経て、国民投票により判断されるべきものと考えています。</p> <p data-bbox="229 638 1428 719">本市としましては、今後とも「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和社会の実現に向けて取り組みます。</p> <p data-bbox="229 770 608 804">第21項（人権部人権推進課）</p> <p data-bbox="229 810 1428 929">本市では、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」や「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示や、平和を啓発する事業の実施など、平和に関する取組を推進してきました。</p> <p data-bbox="229 936 1428 1016">今後も、戦争の悲惨さ、平和の尊さを、次世代に伝えていくことで、平和社会の実現を図ります。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（保健所感染症対策課）</p> <p>大阪府における標記無償配布事業の申請・配布期間をふまえ、大阪府による周知のほか、本市でも市ホームページ、LINE・WEBコロナ相談で周知を行っており、加えて保育所・幼稚園・小学校等に対しても、本市施設所管課から周知を行っているところです。</p> <p>今冬は新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が生じる可能性があることから、医療提供体制がひっ迫することも懸念されています。</p> <p>このような中、冬季の感染拡大への備えとして、子どもも含め、検査キットを備蓄いただくことが重要であると考えております。</p> <p>このため、本市ホームページでも検査キットの販売薬局のリストを掲載するほか、市民の皆様に対して検査キットの備蓄を呼びかけていきますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第23項（保健所感染症対策課）</p> <p>大阪府の取組として、現在（令和4年11月21日時点）、大阪府民の方を対象に感染不安のある無症状の方への無料検査事業を実施しており、協力薬局や検査センター等において、PCR検査や抗原定性検査を受けることができる体制を構築しております。</p> <p>また、大阪府からの要請に対応し、本市医師会及び市内医療機関と連携し、特に重症化リスクの高い方を適切に医療につなぐため、臨時発熱外来の設置を進めております。</p> <p>医療体制及び検査体制の確保は、感染拡大防止に欠かせないと考えており、今後も継続的に取り組んでいきます。</p> <p>第24項（障害福祉部障害福祉サービス課・長寿社会部介護事業者課・保健所感染症対策課）</p> <p>本市では、施設での感染の拡大を防止するため、感染拡大防止コーディネーター派遣事業として、陽性者が発生した施設からの電話相談やコーディネーターを派遣し、ゾーニングを含めた施設の状況に応じた実行可能な対策について助言・指導を行っています。</p> <p>また、施設等に対して施設内で適切な療養体制を確保できるよう、必要に応じて防護服やグローブなどの衛生用品の配布や通常のサービス提供では想定できない「かかり増し経費」の補助、「施設内療養支援金」として、施設内療養者1人当たり、1日につき3万円を支給するなど法人負担の軽減を図っています。</p> <p>さらに、障害分野では、令和4年度にゾーニング等が困難な入居・居住系事業所が民間賃貸住宅等を陽性者等の療養場所として一定期間賃借した場合の家賃等の経費について月20万円を上限とし補助を行う「民間賃貸住宅等賃借事業補助金」を創設しました。</p> <p>なお、入院、入所調整に際しては、障害の有無等にかかわらず、患者それぞれの症状により優先順位を付けざるを得ませんが、患者の方の特性に応じ、適切に対応できる病院又は宿泊療養施設に入所等ができるよう、引き続き大阪府に対し要望していきます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>また、国民健康保険の都道府県単位化（広域化）に伴い、毎年約1,700億円の公費拡充が行われることとなっていますが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。</p> <p>第26項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課）</p> <p>加齢性難聴については、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、「聴こえ」への対応が課題となっています。</p> <p>本市では、令和3年度に老人福祉センター及び地域包括支援センターに加齢性難聴の方の「聴こえ」をサポートするスピーカーを設置しました。今後も、加齢性難聴に対する社会の理解の促進に取り組み、あわせて、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進や、高齢者を支援するケアマネジャーなど専門職の気づきを促し、医療受診や適切なケアにつながるよう啓発していきます。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。また、身体障害者手帳をお持ちでない加齢性難聴の方の補聴器購入に係る公的補助制度の創設につきましては、他市と共同し国へ提案しています。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第27項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>保育士の配置基準については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組みを可能としています。また、本市の独自施策として、新型コロナウイルス対応により増加した業務を担うために必要な保育支援者を雇用する経費の補助を行っています。</p> <p>処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しているところです。</p> <p>保育教諭等充実補助費については、非常に厳しい財政状況の中で、これまでの在り方を抜本的に見直す予算編成を行う必要があります。民間認定こども園・保育所運営補助金についても、事業見直しせざるを得なかったものです。また、令和4年度においても、引き続き厳しい財政状況であったことから、同水準の予算計上となったものです。</p> <p>また、給食費の支援については、第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化についても延期している状況のため、実施することは困難な状況です。</p> <p>今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第28項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（教育委員会事務局学校教育部生徒指導課）</p> <p>ヤングケアラーについては、国による全国調査に加え、近隣自治体の実態調査を参考にしたりうえて、学校やその他の関係機関で把握した、支援が必要な子どもを、個々の課題に応じて必要となる福祉、介護、医療等のサービスにつなげるよう支援を行っています。また、国のガイドライン案を参考に「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート」を作成し、学校やスクールソーシャルワーカー、庁内の関係所管課で共有し、ヤングケアラーの早期発見に努めています。</p> <p>本市独自の実態調査については、ヤングケアラーである児童・生徒自身の認知を高めるためにも、実施に向けて準備を進めていきます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課）</p> <p>本市では、DVに関する相談については、各区の女性相談窓口や堺市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け付けているほか、男女共同参画センターや男女共同参画交流の広場においても相談を受け付けています。また、それらの開設時間以外も夜間・休日DV電話相談を開設し、24時間365日相談に対応しています</p> <p>これらの相談窓口は、コロナ禍においても相談体制を弱めることなく継続して対応しており、相談窓口に関する情報が必要な方に届くよう、広報紙、ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を用いて情報発信を行っています。</p> <p>女性相談員を設置している各区の子育て支援課には、学校園をはじめ関係機関と連携している家庭相談員も配置しており、必要に応じて連携を行い、児童虐待と密接な関係があるDV事案についても把握しています。</p> <p>今後も、一人でも多くのDV被害者の支援や相談等につながるように相談窓口の周知啓発に努めます。</p> <p>第30項（子育て支援部幼保推進課）</p> <p>第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、所得制限なしで実施することは困難な状況です。</p> <p>なお、令和3年度からは代替施策として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しており、令和4年度についても継続して実施しています。</p> <p>今後の財政状況を踏まえつつ、支援の在り方について検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	文化観光局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第31項（観光部観光企画課）</p> <p>当事業は、百舌鳥古墳群の雄大さを市民の皆さんや来訪者の方に上空から眺望していただき、その歴史的な価値や魅力を広く伝達することを主たる目的とした取組です。</p> <p>ガス気球の設置にあたっては、周辺環境への調和も重要な要素と考えており、工事は必要最小限の施工とし、また運行時の景観への影響についても、専門家への意見聴取等も踏まえています。</p> <p>以上のことから、当事業は、SDGsの目標11-4「世界の文化遺産や自然遺産を保護し、保っていくための努力を強化する。」に寄与するものであり、本市が策定した『堺市SDGs未来都市計画』における2030年のゴール実現イメージの一つ「百舌鳥古墳群が保全され、次世代に継承されている。」に資する取組の一つであると考えています。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第32項（産業戦略部雇用推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ひとり親世帯、特に母子世帯の経済的な影響は深刻な状況であると認識しています。</p> <p>今年度新たに「さかい女性の就職応援プロジェクト」として、出産や子育てなど様々な理由で、働きたいが求職に至っていない、いわゆる潜在求職者の掘り起こしや、女性が働きやすい企業を増やすために企業の意識改革に取り組みます。あわせて、大阪労働局や堺商工会議所等の関係機関と連携を図り、女性求職者と企業のマッチングを支援し、非正規雇用から正規雇用への転換も含め、働きたいと考えている女性と人手不足に悩む企業の雇用のミスマッチを解消することにより、女性の就業率の向上をめざします。</p> <p>また、さかいJOBステーションの女性しごとプラザにおいて、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでおり、公益財団法人堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）においても、働く意欲がありながら、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方を対象に、就労相談や就労支援・職業能力開発講座などの支援を行っています。</p> <p>さらに、本市では、堺市基本計画2025の重点戦略の施策として「厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実」を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた就業支援に取り組んでいます。主な取組としては、各区子育て支援課に母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等からの相談に応じ、自立に必要な情報提供や職業能力の向上等に関する支援を実施しています。また、令和3年度からは、保護者への生活設計セミナーと子どもへの家庭教師の派遣をセットにしたひとり親家庭親と子のチャレンジ支援事業や、自立に向けて行動しているひとり親家庭へ食料品等をお渡しするひとり親家庭応援フードパントリー事業「エス・パン！」を実施しています。</p> <p>安定雇用に向けた就業支援としては、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、就業相談や職業紹介、ハローワークと連携した就職支援、就業に有利な資格を取得するための講習会等を実施しています。</p> <p>本年度からは、多忙な母子家庭の方が気軽に利用できるよう、堺市「ひとり親×仕事」サポートLINEの運用を開始し、平日の他、土・日・祝も朝6時から深夜1時まで、LINEを使った就業相談を行っています。</p> <p>今後も、様々な立場にある女性に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第33項（交通部公共交通担当）</p> <p>人口減少に伴う通学利用の減少や運転手不足の恒常化に加えて、新型コロナウイルスの影響に伴う働き方や人の行動変容など新しい生活スタイルにより、路線バスに係る経営環境はさらに厳しい状況であり、都市活動や市民の移動を支える公共交通を維持・確保していくことが重要な課題であると認識しています。</p> <p>本市ではこれまで、公共交通を利用しにくい地域の方の鉄道駅や公共施設等への移動手段の確保を目的とした堺市乗合タクシーの運行や、すべての人が利用しやすいノンステップバス及びバスロケーションシステムの導入補助による利便性向上、おでかけ応援制度の実施による利用促進に取り組んでいます。</p> <p>市としましては、引き続き交通事業者と共に、市民の皆様からの様々なご意見等も参考とさせていただきながら、公共交通の利便性向上につながる施策の検討や施策展開に努め、公共交通を維持確保していきます。</p> <p>堺市乗合タクシーについては、これまで制度目的に沿って利用者等から要望を受けた地域への新たな停留所の追加や利便性向上を目的とした停留所の移設等の運行改善を行っています。</p> <p>今後とも、委託事業者と協力しより良い制度となるよう努めます。</p> <p>第34項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）</p> <p>公共交通利用者は、新型コロナウイルスの影響を受けて減少傾向にあります。また、今後人口減少・高齢化が一層進む中、需要の多い都市部の路線利用者が減少すれば市内の路線網全体の維持が困難となるなど、経営環境のさらなる悪化が危惧されます。</p> <p>さらに、自動運転技術が進展するほど乗用車の利便性が高まる傾向にあるため、自動運転社会に対応した公共交通サービスの充実が不可欠です。</p> <p>そのため、都市や交通、環境、観光、福祉等の様々な分野の連携した取組を通じ地域全体の魅力や活力を高め、公共交通の維持・増進を図ることが不可欠です。</p> <p>こうした背景のもと、本市では各種の都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT施策等に取り組むSMIプロジェクトの検討を進めています。</p> <p>なかでも、SMI都心ラインは、堺駅～堺東駅間の公共交通について、自動運転などの先進技術を活用したバリアフリーな移動環境の実現、快適性や安全性の向上などを図るものです。各乗降場には、次世代モビリティのポートやデジタルサイネージを設置するなど、多様なニーズに対応したサービスと連携することで、公共交通の利用促進をめざします。</p> <p>また、SMI美原ラインは、堺都心部と美原をはじめとした市域東部の人流と地域の活性化、公共交通の利用促進などを目的としており、10月21日（金）から12月4日（日）の期間、堺駅前から美原区役所前間において直通急行バスを運行する実証実験を実施しています。実証実験を通じて、定時性や速達性、需要、市民ニーズなどについて検証を行いながら、導入に向けて検討を進めます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第35項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課・自転車環境整備課）</p> <p>堺市では、令和3年度に第11次堺市交通安全計画を定め、人優先の考え方のもと、子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路、生活道路及び幹線道路における安全・安心な歩行空間の確保を一層進めるための交通安全啓発活動や安全確保を図る対策を行っております。具体的には、自転車のルール・マナーの街頭指導、最近では横断歩道における一時停止しない運転者に対して交通ルールの周知を図るなど、遵法意識を向上させるための交通安全啓発を推進しております。</p> <p>また現在、自転車通行環境の整備については、自転車利用者の多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等から優先的に整備を進める路線を選定し、令和3年度末で総延長約67kmの整備が完了しております。今後も引き続き、優先度の高い路線を選定し、自転車通行環境の整備を進めます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第36項（経営企画室事業マネジメント担当）</p> <p>全ての水道管路を耐震化するには、膨大な時間と費用が必要になるため、災害時に特に水道水が必要となる施設などに対して優先的に耐震化し、その他の水道管路については、更新に合わせて耐震化を進めています。</p> <p>具体的には、基幹管路分岐部から災害時に特に水道水が必要となる指定避難所や病院等までの給水ルートの水道管を優先的に耐震化しており、令和7年度に完成予定です。</p> <p>また、災害に対応するため、配水池の耐震化や避難所等の敷地内の給水管が破損した場合に備え、災害時給水栓を指定避難所の市立小学校及び各区役所を対象に設置しており、令和4年度に完了する予定です。</p> <p>さらに、本市は、災害時に大阪広域水道企業団から受水できる非常用連絡管（3か所）と、周辺市と相互に給水を行える緊急連絡管（10か所）が整備されています。令和5年度を開始年度とする「堺市上下水道事業経営戦略（案）」では、更に水道施設の冗長性を強化する整備計画を予定しています。</p> <p>水道管路の更新にあたっては、将来を見据え、施設全体を効率的かつ効果的に管理運営することを目的にアセットマネジメント手法を用いて中長期的な視点で事業量を把握し、平準化を図ることで、計画的かつ効率的に更新しています。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第37項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校施設課） 本市では現在、小学校において1年生から3年生で35人以下の学級編制、4年生から6年生で「小学校教育支援加配教員」の配置により38人以下の学級編制を行っています。 少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。 また、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員については、国に対し要望しています。 なお、教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てて行っています。</p> <p>第38項（学校管理部学校給食課） 生徒が教室で、安全に給食を配膳できるように、学校の実情にあわせて、カバン等を置くロッカーを段階的に設置する予定です。また、配膳台については、全員喫食制中学校給食の開始までに全校に設置します。さらに、教室における給食の配膳方法については、他市の事例も参考にしながら検討します。</p> <p>第39項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 活動場所については、専用教室のほか、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保に努めるなど学校との連携を図っています。 今後も随時、学校と協議を行い、共用教室の利用方法や今後の利用児童数に応じた共用教室の確保に努め、また、運動場や体育館等も含め、活動場所の使い方を工夫する等、各運営事業者と情報共有を行いながら、児童が安心安全にのびのびルームを利用できるよう努めます。 また、本市が開設している支援の単位に必要な放課後児童支援員及び補助員を確保するとともに、指導員の処遇改善については課題であることから、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>第40項（教育センター学校ICT化推進室） 国が進めるGIGAスクール構想では、子ども一人ひとりの個別最適化された学びを実現するため、これまでの教育実践とICTの活用を適切に組み合わせることで、学習活動の一層の充実や主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をめざしています。 堺市では、児童生徒用パソコンの令和3年度の導入以降、パソコンの機能を使い、各学校でグループワークやプレゼンテーション、体育実技での動画チェックなど様々な工夫を施しながら授業でのICT活用を行っています。 総合学力プロフィールなどによる授業改善に加え児童生徒用パソコンを活用することで、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、将来に向けて子どもたちに必要な資質・能力を育めるよう取り組んでいます。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第41項（総務部学務課・学校管理部学校給食課）</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食費の無償化の実施は、多額の公費を伴うこととなり、限りある財源のなか、給食費の無償化を行うことは非常に困難であると考えています。</p> <p>なお、令和4年度2学期の学校給食費無償化は、令和4年4月に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたことを踏まえ、生活者支援として物価高騰等に直面する保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施しているものです。</p> <p>就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しています。</p> <p>なお、令和7年度の全員喫食制中学校給食実施では、就学援助を適用する方向で調整します。また、令和5年度の大泉中学校での実施についても、就学援助を適用する方向で調整します。</p> <p>第42項（学校教育部教育課程課・教育センター能力開発課・学校ICT化推進室）</p> <p>さかい学びサポート事業（旧マイスタディ事業）については、地域人材の協力のもと、参加児童生徒の授業理解に一定の効果があったものと考えておりますが、一方、スタッフの安定的な確保など課題もあることから、令和2年度をもって廃止となりました。</p> <p>本事業の目的であった家庭学習習慣の定着や基礎学力の向上に向けては、児童生徒用パソコンにおける学習コンテンツを活用し、児童生徒が自分のペースを大切にしつつ、学習上のつまずきを確認しながら学ぶことができる仕組みを整備し、個々の学びの状況に応じたきめ細かな指導の充実を図っているところです。</p> <p>各学校に対しては、各種学力調査の結果分析から明らかになった児童生徒のつまずきの状況について学習の系統性や学習コンテンツとの関連を示し、各学校では授業改善の取組の推進や、授業や家庭学習での学習コンテンツの有効活用を図っています。</p> <p>また、つまずきの見られる児童生徒に対しては、授業や休み時間のほか、必要に応じて放課後などの時間も活用し、きめ細かなフォローを行う等学習支援に努めています。</p> <p>第43項（学校教育部教育課程課・生徒指導課）</p> <p>チャレンジテストについては、実施の目的を考慮し、公立高等学校入試における評定の公平性を担保する方策の検証のために行われているものと認識しています。また、大阪府に対しては、出題範囲から確実に問題が作成されるよう要望します。</p>			

番 号	陳情第62号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第44項（学校教育部生徒指導課）</p> <p>学校に行けない児童生徒が、どのような状態にありどのような支援を必要としているか、校内不登校対策委員会等で見極めを行い、各学校において、個々の状況に応じた支援を行っています。</p> <p>また、個々の児童生徒の状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門的知識や経験を有する人材や関係機関と連携し、組織的に対応できる体制の構築を行っています。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（人事部人事課）</p> <p>簡素で、最適と考える任用や勤務形態の人員構成を実現することにより、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスを提供することが必要です。</p> <p>そのために、市民の視点に立って、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせながら、適切な人員配置を講じ、費用対効果の高い行政運営をめざしてまいります。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（税務部税制課）</p> <p>特別な事情により市税の納付が困難な場合は、その事情に応じて、税の減免を受けられる場合があります。</p> <p>個人の市・府民税については、失業や事業不振、病気療養などにより著しく所得が減少したため全額納付が困難な状況で一定の要件を満たした場合、減免を受けることができます。また、固定資産税については、高齢者などで一定の要件を満たす人が所有し居住する家屋とその敷地や、不慮の災害により被害を受けた固定資産などが減免の対象になる場合があります。</p> <p>なお、事業税は道府県税であり、本市から大阪府に要望すべき内容ではないと考えております。</p> <p>第8項（税務部市税事務所市民税課）</p> <p>令和2年度までは申告期限内に住民税申告書を提出され非課税となった方へ「非課税のお知らせ」を送付していましたが、他市の実施状況を考慮し、厳しい財政状況を鑑みて廃止したものです。</p> <p>第9項（契約部契約課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）</p> <p>建設工事及び工事に関連する業務委託の発注に当たっては、市内中小企業の受注機会を確保する観点から、競争性の確保を前提として、入札参加条件として市内事業者に限定した発注を行っています。</p> <p>また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内事業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注又は、原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内事業者へ発注するように文書で依頼を行っています。</p> <p>加えて、建設工事では、総合評価落札方式の評価項目として市内事業者への加点や、「市内下請の活用」又は「資材の市内調達」を行う事業者への加点を行うことにより、市内中小企業の保護・育成に努めています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内中小企業の受注機会の確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項(1)①(長寿社会部介護保険課・国民健康保険課・医療年金課)</p> <p>国民健康保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。保険料算定基礎としてのコロナ関連給付金の取り扱いについては、税法上の取り扱いに準じます。</p> <p>介護保険料については、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入・給与収入等が一定以上減少するなど要件に該当する場合、第1号被保険者の介護保険料の一部又は全部の減免を行っています。保険料算定基礎としてのコロナ関連給付金の取り扱いについては、税法上の取扱いに準じます。</p> <p>後期高齢者医療保険料の減免については、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び同条例施行規則に規定されており、府内統一基準で実施しています。保険料算定基礎としてのコロナ関連給付金の取扱いについては、税法上の取扱いに準じます。</p> <p>第10項(1)②(保健所保健医療課)</p> <p>地域保健法の考え方にに基づき、保健所は、地域保健における広域的、専門的技術的拠点として、感染症や医事、薬事など主に全市域を対象とした地域生活を支えるための取組を行い、各保健センターは、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点として、健康相談や保健指導など主に直接的な市民サービスを行っています。</p> <p>本市では、保健所と各区に設置している保健センターの連携体制により、効果的に市民の健康の保持増進を図っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対しても必要な対応ができるよう引き続き体制の確保に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項(1)③(保健所感染症対策課)</p> <p>検査体制については、衛生研究所における検査や医療機関における検査のほか、民間検査機関のプール検査などの手法を活用することにより、6,000件/日の検体についても効率的に検査できる体制を確保しています。</p> <p>なお、大阪府内共通の取組として、現在(令和4年11月21日時点)、無症状者に対しては、協力薬局や検査センター等における無料の検査体制を構築していることに加え、インターネットや薬局において抗原検査キットを購入することも可能であり、身近で簡便に検査を実施することができる体制を構築しています。また、10歳から64歳の症状がある方には抗原検査キットの無償配布を行っているほか、9歳以下の子どもを対象に、今冬の感染拡大を見据え、備蓄用として抗原検査キットの無償配布を行っております。</p> <p>医療体制につきましては、発熱患者の外来診療に関して、医療機関にご協力いただき、本市でも多数の医療機関で発熱等の症状を有する方の診療及びPCR検査等が可能な体制が整備されています。</p> <p>また、病床及び宿泊施設の確保は大阪府が一元的に行っているところですが、本市としましては、大阪府、本市医師会及び民間事業者等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた柔軟かつ適切な医療提供体制の確保を行っております。</p> <p>必要な検査及び医療体制の確保について、今後も継続的に取り組んでいきます。</p> <p>第10項(1)④(保健所感染症対策課・生活福祉部地域共生推進課・生活援護管理課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後の後遺症につきましては、堺市新型コロナ受診相談センターにおいて相談体制を整備しています。</p> <p>また、令和4年4月から、各区保健福祉総合センターにおいて、コロナ禍における経済面など様々なお困りごとに対応する総合相談窓口として「生活相談コンシェルジュ」を開設しています。</p> <p>同窓口では、経済面など様々な相談を必要とする方を対象として、生活困窮者支援や生活保護、就労支援、子育て支援、就学支援などに関する相談を聞き、適切な支援につないでいきます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項(1)①②(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>なお、一般会計からの法定外繰入れについては、国民健康保険に加入していない市民に対して、法律に基づかない負担を強いることになるため、保険制度としての持続可能性、負担の公平性の観点から、基本的には不適切なものと考えられています。そのため、決算補填や保険料引き下げの目的で法定外繰入れを実施してきた市町村に対しては、国から計画的、段階的な解消が求められているところです。</p> <p>第11項(1)③(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>第11項(1)④(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>一部負担金の減免制度については、「大阪府国民健康保険運営方針」において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準を導入しました。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、親切で丁寧な説明を行うよう努めていきます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項(1)⑤(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険事業において、保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、滞納処分に至るまでには被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>保険料の未納は、負担の公平の原則から好ましいものではなく、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、高額療養費や葬祭費の給付申請時等に、説明のうえ滞納保険料に充当していただくようお願いしています。</p> <p>第11項(1)⑥(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>保険料の減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>第11項(1)⑦(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえた特例的な措置として実施しているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当金制度については、国民健康保険には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性等、様々な課題があると認識しています。</p> <p>第11項(2)①(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを決めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項(2)②(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険料の算定方式は、法令の規定上、4方式(所得割、資産割、均等割及び平等割)、3方式(所得割、均等割及び平等割)又は2方式(所得割及び均等割)のいずれかによるものとされ、均等割については、国民健康保険法施行令において被保険者均等割額は被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められていることから、子どもを含む世帯に属する被保険者全員に対して賦課しています。</p> <p>なお、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度について令和4年度から導入されています。本市としては、国が示す対象年齢、減額割合により実施していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の国の財政負担による拡大を国に要望しています。</p> <p>第11項(2)③(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、公費拡充が行われましたが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。</p> <p>第11項(2)④(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>第11項(2)⑤(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>70歳から74歳までの方(現役並み所得者を除く。)の医療費の一部負担金割合については、法令の規定上2割であるところ、平成20年度以降、国の軽減特例措置により1割とされていましたが、平成26年4月1日から本来の法令の規定上の2割に変更されております。</p> <p>第11項(2)⑥(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>保険者(市町村、都道府県)ごとの実績や取組状況に応じて財政支援が行われる保険者努力支援制度の評価指標の一つとして、収納率向上の取組についての項目が定められていますが、本市においては、様々な取組の結果、令和元年度においては前年度比で低下したものの、平成22年度以降、現年分保険料収納率を着実に向上させてまいりました。</p> <p>今後も、被保険者の納付資力の見極めをしっかりと行い、保険料を確実に納めていただけるよう対策を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項(1)①(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされており、本市においては、所得に応じたきめ細かな16段階の保険料設定としています。</p> <p>保険料設定については、国に対して本人の所得のみにより算定することなどを要望しています。</p> <p>利用者負担割合については、介護保険法の規定に基づき、被保険者本人及び同一世帯の第1号被保険者の所得状況を勘案のうえ、判定されます。</p> <p>所得の低い方の保険料・利用料については、その所得状況や制度の運営状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど国に対して必要な措置を講ずることを要望しています。</p> <p>第12項(1)②(長寿社会部介護保険課)</p> <p>本市におきましては、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> <p>第12項(1)③(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険制度では、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料の負担割合が定められており、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。</p> <p>したがって、本市としましては、一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>第12項(1)④(長寿者社会部介護事業者課)</p> <p>特別養護老人ホームや高齢者グループホームなどの介護保険施設等については、社会情勢、待機者の状況等を勘案しながら、3年ごとに計画を策定し、複数の小学校区を統合した日常生活圏域(21か所)を単位として整備を進めています。</p> <p>高齢者ができる限り住み慣れた地域において、社会とのつながりの中で安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めるために、引き続き入所希望者や施設運営の状況を鑑みて施設整備を行ってまいります。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項(1)⑤(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方においては居住費・食費の負担が過重にならないように、所得に応じた負担限度額を設定し、負担軽減を図っています。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> <p>第12項(2)①(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納や予想を上回る給付費の伸びによる保険財政の不足に対応するため、介護保険法第147条の規定により都道府県において設置されているものです。</p> <p>第12項(3)①(長寿社会部介護保険課)</p> <p>所得の低い方の保険料・利用料については、かねてより国に対して、所得状況や制度の運用状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど必要な措置を講じること、公費投入による保険料軽減策のほか、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じることがを要望しています。</p> <p>第12項(3)②(長寿社会部介護保険課)</p> <p>令和3年度から、要介護者についても、介護保険の給付を受けられることを前提としつつ、市町村の判断により、総合事業のサービスが利用できるよう、対象者の弾力化が図られています。</p> <p>要支援者については、従来からの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサービスに加えて、市独自の基準によるサービスを実施しており、利用できるサービスの選択肢を増やしています。</p> <p>本市としましては、被保険者が必要なケアを受けられなくなることがないように最大限配慮することを要望しており、今後も必要に応じて要望していきます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項(3)③(長寿社会部介護保険課)</p> <p>第1号被保険者の保険料徴収方法は、介護保険法の規定により年金から天引きする特別徴収と普通徴収という納付書や口座振替による方法があります。特別徴収の対象者については、介護保険法の規定により、特別徴収の対象年金を年額18万円以上受給している被保険者とされています。</p> <p>介護サービスに必要な財源は、みなさまに納めていただく介護保険料でまかなわれています。介護や支援が必要となった方へ必要な介護サービスを提供するため、安定的な制度運営にご協力賜りますようお願いいたします。</p> <p>第13項(1)①(長寿社会部医療年金課)</p> <p>後期高齢者医療制度において、令和4年10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割に変わりました。元の1割負担にするための本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源の中にあつては、ご要望の制度化は困難な状況にありますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第13項(1)②(長寿社会部医療年金課・障害福祉部障害支援課・保健所保健医療課)</p> <p>本市独自の助成制度につきましては、本市の限りある財源の中にあつては、ご要望の制度化は困難な状況にありますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第13項(1)③(長寿社会部医療年金課)</p> <p>子ども医療費助成制度につきましては、平成22年7月から、所得制限を撤廃した上で、入院・通院にかかる医療費助成を中学校卒業まで拡充し、平成31年4月からは、さらに18歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)まで拡充いたしました。</p> <p>一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。</p> <p>このように、本市子ども医療費助成制度における一部自己負担額については、府内統一ルールの基、実施しているため、完全無料化については、市単独では困難であると考えています。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(1)④(保健所保健医療課)</p> <p>平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、(1)発病の機構が明らかでなく、(2)治療方法が確立していない、(3)希少な疾病であつて、(4)長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。対象疾病は、110疾病から段階的に拡大され、現在、計338疾病が指定されています。</p> <p>さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会では、対象疾病の追加や、既に指定されている疾病の支給認定に係る基準についての見直しを行うことが検討されています。</p> <p>また、難病法に基づく公平かつ持続的、安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合及び患者等の所得に応じた自己負担上限額が定められており、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。</p> <p>本市としましては、難病患者の方が安心して医療費助成を受けられるよう、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応してまいります。</p> <p>第13項(1)⑤(長寿社会部医療年金課)</p> <p>入院時食事療養費につきましては、各健康保険制度のなかで、所得に応じた標準負担額が決められております。また、住民税非課税世帯の方は、食事療養費の標準負担額を減額できる軽減措置があり、一定の負担軽減が講じられておりますので、御理解をお願いいたします。</p> <p>第13項(1)⑥(障害福祉部障害支援課)</p> <p>聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(2)①(長寿社会部医療年金課)</p> <p>大阪府の福祉医療費助成制度は、平成16年11月から、今後とも持続可能な制度としていくことを志向するなかで、子育て支援・ひとり親家庭への自立支援の観点から対象者の拡充を図るとともに、世代間負担の公平性の確保、高齢障害者など医療の重要度の高い方への重点化や受益と負担の適正化を図るため、無理のない範囲での一定の負担をいただくなどの見直しが行なわれました。</p> <p>平成18年7月診療分からは、月額上限額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただきます。</p> <p>また、大阪府では持続可能な制度とするため、平成30年4月に福祉医療費助成制度の再構築を行いました。この改正により、平成30年4月診療分から、重度障害者医療費助成制度・老人医療費助成制度の一部自己負担額の月額上限額が3,000円に変更されましたので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、老人医療費助成制度につきましては、令和3年3月31日をもって3年間の経過措置が終了しており、本市独自で老人医療費助成制度を継続することにつきましては、本市の限りある財源の中にあっては困難な状況にありますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第14項(1)①(健康部健康医療政策課)</p> <p>ハイリスク分娩など命に係わる危険性があり、かかりつけ医では対応できない妊婦の方に対する夜間・休日診療については、大阪府、大阪市と共同して大阪府周産期医療体制整備事業を実施しており、この事業の中で府内の病院に救急搬送を受け入れてもらう体制を確保しています。</p> <p>小児科の夜間・休日の医療体制については、堺市の外郭団体である(公財)堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、一年を通じて休日・夜間の小児初期診療を行っています。</p> <p>第14項(1)②(健康部健康推進課)</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して設定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に実施しています。</p> <p>なお、特定健康診査に係る自己負担額については、平成30年度より無料となっています。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項(1)③(健康部健康推進課)</p> <p>本市の実施するがん検診については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている検査方法、対象者年齢及び実施回数(受診間隔)に基づき実施しており、子宮がん検診及び乳がん検診については、実施回数が2年に1回と定められていることから、偶数年齢時に2年に1回受診していただく制度として実施しています。</p> <p>また、胃・肺・大腸・子宮・乳の5つのがん検診については、令和4年度末まで自己負担額を無料としており、この機会に、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な検診の受診につなげていきたいと考えています。</p> <p>第14項(1)④(保健所感染症対策課)</p> <p>高齢者等のインフルエンザ定期予防接種につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による重症化予防のため、大阪府において無償化を広域的に実施しております。なお、次年度以降につきましては、大阪府と協力するとともに、新型コロナワクチンの接種状況等を注視していきます。</p> <p>また、高齢者等の肺炎球菌の予防接種につきましては、主に個人の発病又はその重篤化を防止することを目的としたB類疾病に該当し、予防接種法に基づく定期接種については、同法に「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより実費を徴収することができる」とされており、受益者負担の観点からワクチン代相当4,000円として、自己負担金を徴収し、実施しています。</p> <p>ただし、対象者のうち生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方につきましては、接種控えに繋がらないよう自己負担金を免除しています。</p> <p>本市といたしましては、受益者負担のあり方に鑑み、現在のところ、高齢者等の肺炎球菌の予防接種の無料化は考えておらず、現行の制度を持続可能なものとしていきたいと考えています。</p> <p>第14項(2)①(健康部健康医療政策課)</p> <p>国が推進する地域医療構想において、具体的対応方針の再検証を要請された医療機関は本市にはありませんでした。</p> <p>現在のところ入院ベッド数の削減について、国への要望の必要性は生じておりません。今後も、引き続き国の動きを注視しつつ対応していきます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項(2)②(長寿社会部国民健康保険課・医療年金課)</p> <p>医療保険で治療を受けた場合、被保険者は、治療に対する一部負担金を支払わなければなりません。その負担が大きくなりすぎないように自己負担限度額が法令に定められており、自己負担限度額を超えた額は申請により事後に支給されます。この自己負担限度額は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して定められておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第14項(2)③(健康部健康医療政策課)</p> <p>大阪府では、大阪府医療計画において、診療科別の必要医師数を独自算出し、医師を始めとした医療従事者確保に向けた取組を進めています。本市においても、大阪府や他域と連携した広域的な医師確保等の取組が必要と考えています。大阪府堺市保健医療協議会等の地域医療に精通した有識者で構成する会議において、地域の実情や課題について協議するなど、効果的な対応を検討していく予定です。</p> <p>国に対しては、医療従事者の確保に向けた勤務環境の改善や資質の向上対策等を要望しています。</p> <p>第14項(2)④(長寿社会部国民健康保険課・医療年金課)</p> <p>入院中の食事に係る費用は、自己負担として標準負担額をご負担いただき、残りを健康保険が負担しています。これは、入院して療養している方と在宅等で療養している方の公平を図る観点から法令に基づき、負担していただいているものです。この標準負担額は、平均的な家計の食費を勘案して厚生労働大臣が定めていますが、住民税非課税世帯の方は、医療機関が「限度額適用・標準負担額減額認定」を受けていることを確認することで、標準負担額の軽減措置を受けることができます。</p> <p>第14項(2)⑤(健康部健康医療政策課)</p> <p>かかりつけ医等からの紹介状を持たずに、大学病院や一般病床数が200床以上の地域医療支援病院等を受診した場合、初診時・再診時に診療費とは別に「選定療養費」の負担が生じます。この選定療養費は、予防や生活状況全般に対する視点を含め、継続的、診療科横断的に患者を診て、必要に応じて専門病院を紹介するという機能を果たすような、かかりつけ医機能の普及をめざす一環として設けられています。かかりつけ医機能の強化により、大病院への患者集中を避け、待ち時間の短縮を図るなど、効果的・効率的な医療提供を実現するため、本市においてもかかりつけ医を持つことを推奨しています。</p> <p>このことについては、市民の皆様にも、ご理解とご協力を賜りたいと考えており、国への要望は予定していません。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項(1)①(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>国は、年末の特別需要については、生活保護制度の期末一時扶助で対応していると判断しています。さらに、夏期については、年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度として保障していない状況となっています。このため、本市としては、国に対し夏期一時扶助の創設について、これまで同様に伝えてまいります。</p> <p>第15項(1)②(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>都道府県社会福祉協議会において実施する生活福祉資金に係る貸付制度の拡充に伴い、本市の小口更生資金に係る貸付制度の利用件数が減少していることから、市民サービスの向上と業務コストとの均衡に鑑み、今後は生活福祉資金に係る貸付制度を活用することとし、本市の小口更生資金に係る貸付制度及びこれに係る基金について定める条例を令和3年6月1日に廃止いたしました。</p> <p>第15項(1)③(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課)</p> <p>住宅改造資金の貸付けについては、国の要綱に定める生活福祉資金貸付制度の一つとして大阪府社会福祉協議会が実施しており、居住する住宅を増改築、拡張、補修、保全するために必要な経費の貸し付けを行っています。</p> <p>第16項(1)①(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>(公社)堺市シルバー人材センターでは、働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、臨時的・短期的又は軽易な仕事を個人家庭・民間事業所・公共団体等から引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しています。</p> <p>また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供など事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けた取組に努めています。</p> <p>障害者の働く場の確保など就労への支援については、障害者の就労支援の専門機関として、堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、就労を希望する障害者の方の能力や特性を把握した上で、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就業に向けた支援と就職後も継続してサポートする定着支援を行っているところです。</p> <p>第16項(1)②(障害福祉部障害施策推進課・障害支援課)</p> <p>障害福祉サービスである就労継続支援事業所等では、国の制度として自立支援給付費に加え、送迎人数や送迎頻度に応じて利用者の送迎に対し加算制度があることから、本市では通所に要する交通費の給付は行っていませんので、ご理解をお願いします。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項(1)③(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害施策推進課・障害支援課) 障害者給付金及び敬老祝金給付事業については、障害者や高齢者に対する補完・祝福といった役割を果たしてきました。現在、本市では、限られた財源をより有効に活用しながら、効率的に市民サービスを実施すべく、障害者の自立支援や高齢者へのお祝い状贈呈等を行う事業へと転換していますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第16項(1)④(長寿社会部長寿支援課) 堺市高齢者緊急通報システム事業では、緊急通報ボタン及びペンダント式ボタンを利用しています。使用機器については、毎年一定数ずつ購入している状況であり、近年購入しているペンダント式ボタンは、防水対応となっています。</p> <p>第16項(1)⑤(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課) 重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者(児)の社会参加の増進を図るために、利用料金の一部を助成する制度です。 本市の財源に限りがある中、現在のところ利用枚数を増やすことなどについては困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行っていきます。</p> <p>第16項(1)⑥(長寿社会部医療年金課) 平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。 本市といたしましては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、機会あるごとに要望してまいります。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第17項(1)①(子ども青少年育成部子ども家庭課) 本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内3医療機関が実施しており、近隣市の助産施設においても実施しています。また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としています。</p> <p>第17項(1)②(子ども青少年育成部子ども家庭課) 入院助産の認定手続きにつきましては、児童福祉法上、経済的な事情により出産が困難な妊産婦を対象としていることから、申請者(妊産婦または扶養義務者)の現況の確認を行う必要があるため、母子健康手帳及び健康保険証の写しの提出、所得についてはマイナンバーによる確認や課税証明書の提出による手続きが必要となりますので、ご理解ください。</p> <p>第17項(1)③(子育て支援部待機児童対策室) 本市では待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備などを進め、令和3年・4年と2年連続で待機児童数ゼロを達成しました。今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めていきます。</p> <p>第17項(1)④(子ども青少年育成部子ども育成課・子育て支援部幼保推進課) 児童福祉法や子ども・子育て支援法のもと、より多くの保育を必要とする子どもが利用できるよう幼保連携型認定こども園をはじめとした受け入れ枠の整備を進めています。 また、保護者の妊娠・出産、疾病及び介護、災害復旧など、緊急その他やむを得ない理由で他に保育の代替となるものが全くない場合については、緊急一時保育として、認定こども園や保育所等を利用することが可能となっており、引き続き、制度の適切な運用に努めます。 病児保育施設は、「堺市子ども・子育て総合プラン(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)」において、病児保育に係るニーズ量の将来推計に基づき、現在5か所の施設を設置し、あわせて市内全域を対象とする訪問型病児保育事業の実施や、ニーズの高い北区の施設の定員増を図るなど、事業の充実に努めてきました。今後とも、子育て支援の一層の充実に取り組んでまいります。</p> <p>第18項(子育て支援部幼保推進課) 第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、現時点では、所得制限なしで実施することは困難な状況です。 なお、令和3年度からは代替施策として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しており、令和4年度についても継続して実施しています。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項(1)①(産業戦略部産業企画課)</p> <p>中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しております。</p> <p>そうした認識のもと、「堺市基本計画2025」や「堺産業戦略」などにより、大きな方向性や具体的な実施計画を策定し、経営基盤の強化や人材確保の支援などの各種施策を臨機応変に展開しているところです。</p> <p>今後とも、中小企業基本法や小規模企業振興基本法の基本理念・方針も十分に踏まえ、引き続き、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に市内中小企業を総合的に支援し、地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>第19項(2)①(産業戦略部地域産業課)</p> <p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大や後継者育成を支援することが重要であり、各産地組合が行う販路拡大や後継者育成などの取組に対して補助金を交付し、産地組合と連携して事業活動を支援することにより、地場産業・伝統産業の振興に努めております。</p> <p>特に、堺の伝統産品が持つ魅力を広く発信し、認知度を高めるためにはブランド化の取組が重要であると考えているため、愛着をもって長く使い続けられる上質なアイテムを提案していくブランド「堺キッチン」を令和3年度に構築し、大きな市場である首都圏での販売やイベントの実施、各種情報発信を通じて認知度の向上に取り組んでいる。さらに展示会への出展を支援しているほか、海外販路開拓として、令和3年度はフランスでの展示会に出展しました。</p> <p>さらに、職人の高齢化や後継者不足への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対して補助金を交付し、後継者の確保を支援するとともに、未来を担う若手人材を対象にした交流会を開催し、新たな取組を生み出す機会を提供しております。このほか、伝統産業・地場産業における優れた技術を継承・発展させるため、卓越した技能を有する方を堺市ものづくりマイスターとして認定しています。</p> <p>また、堺の伝統産業を一堂に集めた施設「堺伝匠館」では、令和2年度に2階の堺刃物ミュージアム「CUT」をリニューアルし、令和3年度に1階の名産品を販売する「TAKUMI SHOP」、刃物、注染和晒、線香、昆布加工、敷物、和菓子、堺五月鯉幟の歴史や製造工程を展示する「TAKUMI EXHIBITION」をリニューアルし、実演や体験も開催するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高め、魅力を発信しています。</p> <p>今後とも、地場産業・伝統産業の現況や課題を把握しながら振興・育成に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項(2)②(産業戦略部地域産業課)</p> <p>本市の制度融資では、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、信用保証協会を保証機関とする融資以外にも、堺市産業振興センターを保証機関とする多様な融資メニューを設けています。</p> <p>具体的には、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するために「堺市経営安定特別資金融資」を用意していますが、この融資は、売上高が減少している場合等に利用できるセーフティネット融資としての側面も備えており、数多くの中小企業者の方からご利用いただいています。</p> <p>また、新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または事業開始後6か月未満の方等の資金需要に応えるため「堺市創業者支援資金融資」を用意し、創業の際に必要な開業資金や運転資金を融資しているほか、市内中小企業者の設備投資等の資金需要に対応する制度として「中小企業活力強化資金融資」を用意し、前向きな経営を推進する中小企業者を支援する目的で、この二つの融資については、保証料を原則本市が全額負担しています。</p> <p>加えて「中小企業活力強化資金融資」については、今年度からDX推進にかかる設備投資を行う方について貸付金利を優遇するなど、制度の拡充を行いました。</p> <p>その他、信用保証協会を保証機関とする制度融資も実施しており、多様な資金ニーズに対応するため、種々の融資メニューを設けております。</p> <p>今後とも、中小企業者を取り巻く経済情勢や経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第20項（交通部公共交通担当）（健康福祉局生活福祉部生活援護管理課・障害福祉部障害施策推進課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、生活保護世帯、障害者は対象としておりません。</p> <p>また、おでかけ応援制度は、これまで利用日や利用回数などの拡充を実施してきており、多くの方にご利用いただいておりますが、受益者負担の観点から無料化については難しいと考えています。</p> <p>市としましては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（経営企画室）</p> <p>これまで、水道料金は、大阪広域水道企業団の水道用水供給料金の引下げによる負担減少分を還元するため令和元年12月から水道の従量料金を引き下げ、下水道使用料についても、経営改善の取組みにより、平成29年10月から基本使用料を引き下げました。</p> <p>令和2年度の6月から9月では水道基本料金の8割減額し、令和4年度の9月からは、水道基本料金を全額免除するなど、新型コロナウイルス感染症関連の支援策を実施しています。</p> <p>また近年の急速な経営環境の変化に対応するため、本市では現在、令和5年度を開始年度とする新たな経営戦略を策定しています。</p> <p>経営戦略の策定にあたり長期の収支見通しを試算した結果、水需要の減少により料金収入が減少していく一方、施設の老朽化に伴う更新需要や耐震化対策等に係る費用の増大が見込まれます。</p> <p>このように上下水道事業では厳しい経営環境が想定されるため、経営戦略において今後も引き続き安定的な上下水道サービスを維持できるよう、経営基盤強化に取り組みます。</p> <p>次に、低所得者や生活保護世帯に対する水道料金並びに下水道使用料の減免制度の実施についてお答えします。</p> <p>水道事業並びに下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としています。サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、利用者間の負担の公平性を図り、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしています。</p> <p>このように、独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした水道料金並びに下水道使用料の免除制度を実施すれば、当該制度による減収分を、結果的に他の市民のみなさまに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項(1)①(学校教育部教育課程課・総務部総務課)</p> <p>教科用図書の採択に当たって、本市では、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂の趣旨をふまえて採択基本方針を策定したうえで、その方針に基づいた調査研究を実施し、適正かつ公正に教科用図書を採択しています。</p> <p>また、入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斉唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。</p> <p>平成11年に「国旗及び国歌に関する法律(平成11年法律第127号)」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、また国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この基本方針に沿って学校園施設等において国旗の掲揚を行っています。</p> <p>第22項(1)②(学校管理部学校施設課)(危機管理室防災課)</p> <p>学校施設の耐震化について、体育館は平成23年度に、学校園の校舎(園舎)は平成26年度に完了しており、体育館の天井等落下防止対策についても平成27年度に完了しています。</p> <p>学校施設の老朽化対策としては、学校建物の劣化状況や耐力度等について調査するため、平成25年度より校舎等の老朽化基礎調査を実施し、また堺市学校施設整備計画に基づき、校舎の長寿命化や外壁改修、トイレ改修等を行っています。今後も子どもたちが安全・安心に過ごせる良好な教育環境および地域住民の安心な避難環境の整備のため、安全確保を最優先に取り組みます。</p> <p>第22項(1)③(学校教育部支援教育課・学校管理部学校施設課・総務部学務課)(建築都市局交通部公共交通担当)(建設局道路部連続立体推進課)</p> <p>本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」に基づき、校舎の新築や改築等に合わせてエレベーター設置を行っています。障害のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学級の状況や児童生徒の障害の状況を鑑みながら、関係課と連携し、必要な措置を講じます。</p> <p>通学路のバリアフリー対策につきましては、今後も関係課と連携し、取り組みます。</p> <p>市内鉄道駅のバリアフリー化につきましては、連続立体交差事業中の2駅(南海本線諏訪ノ森駅、浜寺公園駅)を除く27駅においてエレベーターもしくはスロープの設置による段差解消や、多機能トイレ、視覚障害者誘導ブロックの整備が完了している状況です。なお、現在、連続立体交差事業中の2駅についても、事業完了時には上記のようなバリアフリー対策を完了する予定です。また、可動式ホーム柵については、補助制度を設け、市内を運行している鉄道事業者にも早期設置の要望を行ってきており、これまで、大阪市高速電気軌道株式会社において、御堂筋線市内3駅に設置が完了しています。さらに、南海電気鉄道株式会社において、今年度から中百舌鳥駅4番線での設置工事が開始されています。市としましては、引き続き、駅利用者の安全性向上が図られるよう、鉄道事業者に働きかけていきます。</p>			

番 号	陳情第63号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項(2)①、③～⑤(3)①～②(総務部学務課)</p> <p>就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しています。</p> <p>今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。</p> <p>第22項(2)②(学校管理部学校給食課)</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食費の無償化の実施は、多額の公費を伴うこととなり、限りある財源のなか、給食費の無償化を行うことは非常に困難であると考えています。</p> <p>なお、令和4年度2学期の学校給食費無償化は、令和4年4月に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたことをふまえ、生活者支援として物価高騰等に直面する保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施しているものです。</p> <p>第22項(2)⑥～⑦(学校教育部学校保健体育課)</p> <p>要保護及び準要保護の児童及び生徒に係る医療費の対象疾病について、児童及び生徒を取り巻く環境等の変化に応じたものに改善するよう、機会を捉えて国に要望します。</p> <p>医療券につきましては、診療医療機関等から本市への請求書を兼ねております。診療医療機関等の診療報酬明細書請求の単位が1か月であるため、医療券の発行も診療報酬明細書と同様に1か月ごととしています。</p> <p>第22項(2)⑧(学校管理部学校給食課)</p> <p>教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、「堺市中学校給食実施方法等調査」の結果をもとに、有識者、保護者、教職員で構成される「堺市中学校給食検討懇話会」からの意見をふまえ、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定いたしました。現在、令和3年10月に策定した「堺市中学校給食改革実施計画」に基づき、全員喫食制の中学校給食を令和7年度に開始することをめざし、取り組んでいます。なお、政令市の多くでは給食センター方式が導入されており、近年、新たに中学校給食を開始する市においても、給食センター方式を導入しています。全員喫食制の中学校給食の実施に向けては、保護者や教職員からの意見も参考にして、安全安心な給食の実施に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局
件 名	難聴者施策について		
<p>第2項・第3項・第4項・第5項（長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課・健康部健康医療政策課）</p> <p>加齢性難聴については、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、「聴こえ」への対応が課題となっています。</p> <p>本市では、令和3年度に老人福祉センター及び地域包括支援センターに加齢性難聴の方の「聴こえ」をサポートするスピーカーを設置しました。今後も、加齢性難聴に対する社会の理解の促進に取り組み、あわせて、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進や、高齢者を支援するケアマネジャーなど専門職の気づきを促し、医療受診や適切なケアにつながるよう啓発していきます。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する国の制度があります。身体障害者手帳をお持ちでない加齢性難聴の方の補聴器購入に係る公的補助制度の創設につきましては、他市と共同し国へ提案しています。</p> <p>また、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会のホームページにおいて、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した補聴器相談医の内、勤務先公開の了承を得た相談医の名簿が公表されています。</p> <p>今般、当該名簿を改めて確認させていただきましたところ、堺市内すべての行政区において、補聴器相談医は配置されている状況です。</p>			

番 号	陳情第65号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月16日
<p>(審査結果)</p> <p>第1項</p> <p>市議会議員の定数は、地方自治法等において条例で定めるものとされています。</p> <p>本市議会における議員定数については、これまで、本会議等において、議員間でさまざまな議論が行われてきたところです。</p> <p>今期定例会においても、議員提出議案第37号「堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例」が提出されており、12月20日本会議において、議決される予定です。</p> <p>なお、これまでの議論は、市役所市政情報センター、各区役所市政情報コーナー、堺市各図書館等で会議録を閲覧することができ、また堺市議会ホームページからも会議録を検索してご覧いただくこともできます。</p> <p>第2項(1)</p> <p>議会における新型コロナウイルス感染症への対応については、日々の感染対策（こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケット、マスクの着用など）と体調管理を徹底しております。</p> <p>各議員は、本会議・委員会等の各種会議に出席する際には手指消毒、検温、マスク着用等の感染対策を行うことを、議会運営委員会において申し合わせており、発熱や咳などの症状等がある場合は、速やかに議長へ報告するとともに、必要に応じ医療機関を受診するなど、検査等を各自行っており、感染防止に努めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>なお、令和3年2月定例会において堺市議会委員会条例を改正し、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会への参加が困難な場合のオンライン出席について定め、新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となった場合等にもオンラインで委員会審議に参加することができるよう規定しております。</p> <p>【参考】</p> <p>堺市議会委員会条例第13条の2</p> <p>委員長は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から、委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。</p>	

番 号	陳情第65号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（貿易大臣会合協力室）</p> <p>G7貿易大臣会合の開催を通じて、中世の時代に貿易都市として栄え、百舌鳥古墳群の雄大さや茶の湯文化を育んできた堺の魅力を国内外に発信します。</p> <p>G7貿易大臣会合に関する事業やイベント等は、適宜「広報さかい」やホームページなどに掲載し、広く市民に周知します。</p> <p>第4項（広報戦略部広報課）</p> <p>「広報さかい」は、令和2年度に策定した広報戦略に基づき、「安心と発見を届ける市民の頼りになる広報紙」をコンセプトに、令和3年10月号からリニューアルしました。</p> <p>写真・イラスト・図表を積極的に活用し、より分かりやすく、見たい記事が探しやすい広報紙になるよう制作しています。</p> <p>今後も市の重要施策や市政情報をはじめ、市民の暮らしを守るセーフティネットに関する情報などを幅広くお届けし、市民の期待に応える広報活動に努めます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（市政集中改革室）</p> <p>令和3年10月に公表した「堺市財政危機脱却プラン（案）」では、支出の見直しと収入の確保を両輪とする抜本的な改革を推進することで、目標とする令和12年度までの収支均衡を実現するとしています。</p> <p>支出の見直しの取組のうち、「ハード事業費の総量管理」では、都市の魅力や活力を高める都市基盤整備など将来の税源涵養に結び付く事業や、老朽化等により安全性が確保できない施設やインフラの整備・改修など安全・安心の確保に資する事業への重点化を図ることで、ハード事業に係る総事業費の2割程度の縮減を行うとしています。</p> <p>また、収入の確保の取組として、規制緩和により民間開発を誘導し、市外から人や企業を呼び込むことで、税収を確保するとしています。</p> <p>今後、人口減少、高齢化などにより、さらに厳しい都市経営が予想される中であっても、本市が将来にわたり成長し続けるために改革を着実に推進し、安定的な財政基盤を構築することで、持続可能な都市経営を実現します。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（ICTイノベーション推進室）</p> <p>堺市では、今年度、総務省のデジタル活用支援推進事業を活用し、実施事業者や各区役所と連携して、スマートフォン教室を実施しています。</p> <p>スマートフォン教室では、スマートフォンの操作方法や利便性だけでなく、インターネットやLINEなどの使用に関するセキュリティの注意喚起も行っています。</p> <p>今後も市民の方がスマートフォンを安全に利用できるよう、関係部局と連携の上、セキュリティ対策の周知活動を行っていきます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	泉北ニューデザイン推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（泉北ニューデザイン推進室事業推進担当）</p> <p>泉北ニュータウンでは、画一的な住宅中心であった「ベッドタウン」から、多様性を受け入れ、多様な機能が備わり、多様な暮らし方が実現できる「より豊かなまち」へと変革し、その価値を高めることとしています。住宅については、公的賃貸住宅事業者と連携し、居住者のライフステージの変化や多様化するライフスタイルに対応した柔軟な住まい方を実現するための取組を促進します。</p> <p>近畿大学医学部・大学病院の開設に向けた近畿大学・大阪府・堺市の事業にあたっては、地域住民の理解が得られるよう工事の進捗情報の掲示を行い、事業に対するご意見、要望事項に対応しています。今後とも、地域住民に対して丁寧な説明を行いながら円滑な近畿大学医学部・大学病院の開設に向けた取組を進めます。</p> <p>これらの取組等により、泉北ニュータウン地域において、新たな価値を創造し、将来にわたって多様な世代が快適に住み続けることのできる「持続発展可能なまち」をめざします。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項(1)(人事部人事課)</p> <p>本市では、これまで、少数精鋭の組織で効率的な行政運営を行っていくため、適正な要員管理の取組を進めてきました。</p> <p>今後についても、事務事業や組織体制の見直し、ICT等による業務の効率化、働き方改革などを推進し、行政需要の変化に柔軟に対応できる体制を整えながらも、全体としてスリムで効率的な職員体制の構築に努めていきます。</p> <p>第8項(2)(3)(人事部労務課)</p> <p>地方公務員の給与は、地方公務員法第24条第2項において、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されており、毎年度、民間企業の従業員の給与水準との均衡を考慮して行われる人事委員会勧告を踏まえ、決定しています。</p> <p>今年度の人事委員会勧告では、一般職の職員の月例給について、職員給与が民間給与を962円(0.25%)下回っていることから、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定するよう示されており、初任給を含む給料月額の上上げを条例提案しています。</p> <p>地域手当は、公務員給与に地域の民間賃金水準をより的確に反映させる目的で、公務員の給与水準を、民間賃金の地域間格差の事情等に応じて調整するために支給される手当です。地域手当の支給割合については、厚生労働省が実施する賃金構造基本統計調査のデータを用いて、地域ごとに算出された民間賃金指数に応じて、総務省が定めた地域手当の指定基準により、堺市は10%とされているため、これに基づき支給しています。</p> <p>今後も、地方公務員法の趣旨に則り、適正な給与水準の維持に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項(4)(人事部人事課・人材開発課)</p> <p>堺市職員をはじめ地方公務員には、地方公務員法第三十三条において「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とするサービスの基本基準が定められています。</p> <p>これを遵守するため、堺市では、綱紀保持の基本方策や職員の心構えを定めた「綱紀保持の基本指針」及び「職員の心構え」を周知し、毎年2回、全職員に対してサービス規律の確保の通知を行い、サービス規律の確保に努めてきたところですが、依然として非違行為など不祥事の根絶には至っていない状況です。</p> <p>非違行為があった場合には、厳正に対処した上、改めて全職員に公務員としての自覚と責任を再認識するよう周知などを行ってまいります。</p> <p>また、全体の奉仕者であり、堺市職員として高い倫理観を持って市政や業務にあたることが求められていることから、特に入庁3年目までの職員に対して、公務員倫理研修を通じて徹底を図っています。さらに、全庁的な取り組みとして、各所属においても毎年、公務員倫理研修を実施することにより、全職員に対して、公務員倫理に関する知識の定着と意識の醸成を図っています。</p> <p>今後も不祥事が生じることのないようサービス規律の確保を徹底し、職員研修の充実等により、高い倫理観を持った人材の育成に取り組んでまいります。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（税務部市税事務所市民税課）</p> <p>令和2年度に発生した寄附金税額控除の算定誤りにつきましては、委託業者及び市職員による寄附金額のデータ入力漏れや誤りのほか、チェック漏れなど確認作業が不十分であったため生じたものです。</p> <p>再発防止策としましては、当初課税時の全データ入力後は、確定申告書に記載された「住民税に関する事項」欄の寄附金欄と所得税寄附金控除欄の入力数値を一定の条件で突合し、整合しなかったものについて全件確認を行うよう改めました。</p> <p>二度とこのようなことがないよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（危機管理室防災課）</p> <p>国土強靱化基本法の趣旨を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ＝災害に強い堺市」と「速やかに回復するしなやかさ＝災害から素早く立ち直る堺市」をつくることを目標に取組をまとめた「堺市国土強靱化地域計画」を平成29年2月に策定しました。また、洪水氾濫や内水氾濫、土砂災害、高潮等の風水害リスクなどを追加し、令和4年3月に改正しました。</p> <p>本計画では8つの「事前に備えるべき目標」及びそれぞれに対応した34の「起こしてはならない最悪の事態」を定め、計画満了となる令和7年度末に向け具体的な取組を進めており、その進捗状況等を毎年度把握、検証のうえ、必要に応じて見直しを行うなどPDCAサイクルを繰り返しながら、災害対策を推進しています。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（市民生活部消費生活センター・人権部人権推進課）</p> <p>本市では、消費者である市民の利益を守るため、契約等によるトラブルの相談に応じ、助言や事業者とのあっせんのほか、法律等適切な専門相談窓口の情報提供など、被害の回復に向けた支援をしています。</p> <p>また、旧統一教会の関連団体が関与する「ピースロード」については、今後後援名義使用承認が申請されても、承認いたしません。</p> <p>第12項（市民生活部消費生活センター・市民協働課・人権部人権企画調整課）</p> <p>国連総会では、1948（昭和23）年に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。</p> <p>その後、世界人権宣言を具体化するため、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」の2つの国際人権規約が、また、個別の人権を保障するために様々な条約が国連で採択されています。</p> <p>国においては、人権課題に関する諸条約を締結しており、それらに基づいた国内法や行政計画が整備され、自治体では、様々な人権施策に取り組んでいます。</p> <p>本市においても、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、人権施策を積極的に推進しています。</p> <p>特殊詐欺については、市役所等を騙った医療費の還付金や、未払い金を請求する架空料金請求、新型コロナウイルス感染症に便乗するものなど、特殊詐欺の手口は多様化しており、被害が多発しています。</p> <p>本市としましては、特殊詐欺の未然防止は重要な取組と考えており、詐欺の手口や被害の防止方法等を広報紙やホームページ、ポスター掲示などを通じて積極的にお知らせしています。</p> <p>また、堺市内警察署・堺市立消費生活センター連絡会議を定期的で開催し、行政と警察が連携しながら各種啓発活動を実施し、特殊詐欺被害防止の電話パトロールや消費者被害の救済等にも取り組んでいます。</p> <p>今後も、犯罪のない安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、警察や地域、事業者等と連携・協働しながら、被害の未然防止に向け取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	市民人権局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（市民生活部市民協働課）</p> <p>本市では、堺市自治連合協議会と連携・協働して、自治会加入促進に向けた取組を行っています。</p> <p>主な内容としては、堺市自治連合協議会が作成した加入促進リーフレットの配布、市及び各区広報紙・ホームページでのPR記事の掲載、市役所庁舎等での懸垂幕の掲出、大阪府宅地建物取引業協会堺市支部と公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部大阪南支部との協定に基づく新規入居者や住宅購入者等への加入促進の働きかけ等があります。</p> <p>また、今年度は、本市職員で構成する自治会加入促進のワーキンググループを立ち上げ、マンション住民への啓発、市SNS等を活用したメッセージの発信、開発事業者への働きかけの強化、自治会に関する市ホームページのリニューアルを実施したほか、11月からは自治会加入申請のオンライン対応も開始しています。</p> <p>これらの他にも、各区において、区民まつり等でのパネル展示や加入促進ブースの設置、マンション等の集合住宅に「共助」の重要性を踏まえた加入啓発チラシの配布、YouTubeで自治会活動紹介動画の配信等の取組を行っています。</p> <p>今後も、堺市自治連合協議会と連携・協働して、自治会加入促進に向けた取組や啓発活動を推進します。</p> <p>第14項（男女共同参画推進部生涯学習課）</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、これまで以上にICTを活用した新たな学習の場や機会の提供が求められています。また、オンラインによる学習や動画配信を活用することで、時間や場所を選ばず学習できるなど、学びの可能性が広がることから、ICTを活用した生涯学習施策は重要と考えています。</p> <p>今後とも、関係部局と連携し、ICTを活用した学習機会の提供など、様々な学習支援に取り組めます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第15項（健康部健康医療政策課） 堺市立総合医療センターについても、電子カルテシステムを導入していることから、サイバー攻撃などに対するセキュリティ対策は日頃より強化に努めています。今後も市民の生命・安全を守り、必要な医療を提供するため、同センターへの支援を実施していきます。</p> <p>第16項（保健所感染症対策課） 本市におきましては、各保健センターなどで検査を受けられる体制を整えており、また6月の性感染症予防月間や12月の世界エイズデーなど、折に触れ検査の案内、感染予防策についての情報提供や意識啓発を実施しています。 市民への効果的な情報提供の手法についてはさらに検討を重ね、対策を進めていきます。</p> <p>第17項（健康部健康医療政策課） 国において令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」では、「オンライン資格確認について、保健医療機関・薬局に2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す。」と記載があります。 国は医療機関等に対し、顔認証付きカードリーダーの無償提供のほか、その他の費用の補助を実施しているところです。 堺市立総合医療センターにおいては、既に顔認証付きカードリーダーの設置を終えております。 同センターでは今後も市民の生命・安全を守るため、必要な整備を実施していきます。</p> <p>第18項（長寿社会部長寿支援課・健康部健康推進課） 本市では、高齢者が地域でできるだけ自立した生活を送り続けていただけるよう、令和3年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を実施しています。 通いの場での健康教育や、健康状態についてハイリスクの方への個別支援を行っています。 また、高齢者が心身の虚弱であるフレイル状態となることを防ぐため、市では現在、介護予防教室や健康教室の実施、認知症予防の効果が期待できる堺市版介護予防体操「堺コッカラ体操」の普及等に取り組んでいます。また、ご自宅にいながらオンラインでご参加いただけるフレイル予防教室も実施しています。 今後も、引き続き要介護・要支援状態に至る前からフレイル予防に取り組み、高齢者の健康寿命の延伸につなげていきます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第19項（保健所感染症対策課）</p> <p>大阪府内共通の取組として、現在（令和4年11月21日時点）、10歳から64歳までの症状がある方には抗原検査キットの無償配布を行っていることに加え、9歳以下の子どもを対象に、今冬の感染拡大を見据え、備蓄用として抗原検査キットの無償配布を行っています。</p> <p>必要な検査体制の確保について、今後も継続的に取り組んでいきます。</p> <p>第20項（保健所感染症対策課）</p> <p>第8波の到来が見込まれる今冬、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行と発熱外来の逼迫が懸念されています。そうした中、大阪府では、重症化リスクの高い方を医療につなげるため、64歳以下の方等の重症化リスクの低い方は、検査キットで自己検査を行い、症状が重くない方は医療機関を受診せずに自宅で療養する方針を示し、発熱外来の逼迫を防ぐため対策を講じています。本市でも、これらの方針・対策や基本的な感染対策、自宅での療養に備えた検査キットや食料品・日用品、解熱鎮痛剤等の備蓄について広報紙、ホームページ等において周知を行っています。</p> <p>また、施設等における感染拡大やクラスター発生を防ぐため、感染対策についての啓発指導を、大阪府や民間事業者等と連携し実施しているところです。</p> <p>感染拡大の防止や適切な医療体制の確保につながるよう引き続き取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第21項（子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>本市では、「全ての子どもの人権が尊重されるまちの実現」と「地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え、保護者とともに成長を実感できるまちの実現」を基本理念とした、「堺市子ども・子育て総合プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）に基づき、子ども・子育て支援法に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のほか、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取組を推進しています。</p> <p>今後も、限られた財源の中、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、青少年期に至る切れ目のない子育て支援の効果的な推進を図ります。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第22項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、これまで市有施設への太陽光発電設備や省エネルギー設備の導入等に取り組んできました。また、本年11月には堺市地球温暖化対策実行計画を2050年カーボンニュートラル実現に向けた内容に改定しました。引き続き、市有施設から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めていきます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第23項(1)(産業戦略部地域産業課)</p> <p>本市では、(公財)堺市産業振興センターを中心に、市内中小企業の総合的支援を行っています。市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、信用保証協会を保証機関とする融資以外にも、堺市産業振興センターを保証機関とする多様な融資メニューも設けています。</p> <p>具体的には、厳しい経営環境にある市内中小企業者を支援するために「堺市経営安定特別資金融資」を設けており、当該融資制度は、売上高が減少している場合等に利用できるセーフティネット融資として数多くの中小企業者の方からご利用いただいています。</p> <p>その他、市内中小企業者の設備投資等の資金にご利用いただける「中小企業活力強化資金融資」や新たに事業を営むために必要な準備を行っている方、または創業間もない方向けの「堺市創業者支援資金融資」、信用保証協会を保証機関とする融資等を多数用意しており、多様な資金ニーズに対応する融資メニューを設けています。</p> <p>今後とも、中小企業を取り巻く経済情勢と企業の経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築に努めてまいります。</p> <p>第23項(2)(産業戦略部イノベーション投資促進室)</p> <p>本市では堺市イノベーション投資促進条例による市税優遇制度や企業成長促進補助金等の企業投資促進事業において、成長産業分野や研究開発機能などの投資に重点を置いた支援措置を講じています。高い付加価値を創出し、企業の競争力強化や地域経済への経済的効果につなげるため、引き続きイノベーション投資促進条例を中心とした企業投資促進事業を実施し、市内への企業投資の誘導に取り組んでまいります。</p> <p>第23項(3)(産業戦略部中百舌鳥イノベーション創出拠点担当)</p> <p>堺基本計画2025において、中百舌鳥エリアはイノベーション創出拠点に位置付けており、さかい新事業創造センター(S-Cube)によるインキュベーション事業やアクセラレーションプログラムなどによる起業家の育成支援、令和4年度には新たなビジネスサービス・プロダクトによる社会課題の解決をめざす社会課題解決型プロジェクト創出事業を進めております。</p> <p>今後は、これら支援プログラムの参加者や先輩起業家、支援機関、行政など多種多様なステークホルダー同士の交流を促進することで共創を促し、中百舌鳥発から連続的にイノベーションが創出される環境整備を進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第24項（農政部農水産課）</p> <p>本市では、堺市農業振興ビジョンを本年3月に改定し、その柱となる基本姿勢に「地産地消の推進」を位置付けました。</p> <p>地産地消は、地域の理解と参加によって農地が維持され、多面的機能が発揮され、そしてまた農産物が生産される、という好循環を生む原動力になります。</p> <p>この好循環により、都市と農が共存し、市民全体で共感する豊かな都市農業の実現をめざします。</p> <p>また、堺産農産物をより身近に感じていただくため、令和3年10月以降「堺のめぐみ」の対象品目拡大、ロゴマークの刷新を行い、店頭表示ステッカーを作成しました。併せて、商業施設でのイベント等における「堺のめぐみ」の販売も積極的に開催しています。</p> <p>引き続き、様々な広報媒体の活用やイベントへの参画を通じて積極的に情報発信し、堺産農産物の利用を促進し、農業支援につなげていきます。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第25項(1)(2)(産業戦略部雇用推進課)(健康福祉局長寿社会部長寿支援課)</p> <p>本市では、就労意欲を持ちながらも、様々な阻害要因のため就労に結びつかない方々に対して、公益財団法人 堺市就労支援協会(ジョブシップさかい)内に堺市地域就労支援センターを開設し、就労相談や職業能力開発講座等の就労支援を行っております。</p> <p>女性の雇用に関しましては、さかいJOBステーションの女性しごとプラザや、ジョブシップさかいにおいて、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングやセミナーの実施をはじめ、正規雇用の求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなどの支援、結婚、出産、育児、介護等の様々な事情で一旦退職し再就職をめざす女性のキャリアブランク解消の支援などに取り組んでいます。</p> <p>また、障害者雇用につきましては、ハローワーク堺等と共催で、市内企業の事業主や人事労務担当者を対象に、障害者雇用に関する理解を深め、障害者の雇用の促進・安定を目的とした障害者雇用促進セミナーや、さかい障害者就職面接会を開催しています。また、中小企業における障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用に積極的に取り組む企業等を、堺市障害者雇用貢献企業として認定し、企業情報の発信や奨励金の支給などの支援を行っております。障害者の就労支援の専門機関として、障害者就業・生活支援センターにおいて職業準備訓練を実施し、ハローワーク堺等関係機関と連携・協力しながら、就職に必要な支援や就職後の定着支援を行っております。</p> <p>このほか、企業に対しては、ダイバーシティ経営戦略セミナーなどの実施を通じて、女性をはじめとする多様な人材が活躍できる職場づくりを促しているところです。</p> <p>引き続き、関係機関と連携・協力しながら、働く意欲のある、あらゆる人材の活躍に向けた支援を行ってまいります。</p> <p>(公社)堺市シルバー人材センターにおいては、原則として60歳以上の健康で働く意欲のある方で、設置目的に賛同された方は、どなたでも同センターの会員になることができます。</p> <p>同センターでは、高齢者の就業の場を確保するため、臨時的・短期的又は軽易な仕事を個人家庭・民間事業所・公共団体等から引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しています。会員は、仕事の内容、場所や配分金等を判断して、仕事を引き受けるかどうかを決めることができます。なお、配分金の基準は仕事の内容によって異なります。</p> <p>また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供など事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けた取組に努めています。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第26項（都心未来創造部都心活性化担当・ベイエリア推進担当・交通部交通政策担当・都市整備部都市整備担当）</p> <p>都市整備に関しては、「堺市基本計画2025」に基づき「堺グランドデザイン2040」の実現に向け、様々な手法による市街地整備を通じて、すべての人が安全・安心で快適に暮らし、魅力と活力あふれる都市の形成を進めていきます。</p> <p>本市の中核である都心では、これまでも活性化に向けて様々な取組を行ってきました。新型コロナウイルス感染症を契機に働き方や暮らし方が大きく変化し、様々な技術革新の進展による市民生活や社会活動が変わろうとしています。このような状況を踏まえ、現在、都心未来創造ビジョンを作成しています。</p> <p>都心においては、「堺東」・「堺駅・堺旧港」・「環濠」の3エリア固有の地域資源を活かし、公民連携のもと、観光・産業・都市空間形成・環境など様々な取組により魅力を高めていきます。あわせて、SMIプロジェクトを中心とした公共交通軸の強化や人中心のウォークアブルな空間形成などにより魅力を結び、市内外から多くの来街者等が訪れ、交流する都市魅力にあふれた堺都心部の活性化を図ります。</p> <p>ベイエリアについては、都心の鉄道駅から徒歩圏に位置し、親水護岸が整備された美しい海辺を有する堺旧港など、ベイエリアの持つポテンシャル、海辺の魅力を活かし、居心地の良い交流空間を、民間活力を活用しながら形成することで、より多くの市民、来訪者の訪れる魅力あるエリアの形成をめざします。</p> <p>交通については、集約型都市構造の実現に向け、交通ネットワークの形成、公共交通の利便性向上や過度な自動車利用から公共交通への転換を進め、日常生活を支える公共交通の維持確保を図ります。</p> <p>第26項（1）（住宅部住宅まちづくり課・大仙西地区整備室）</p> <p>堺市営住宅長寿命化計画に基づき建替対象棟を選定し、建替事業を進めています。また、高齢者、障害者等が安全・安心に暮らせるように、建替事業や改善事業により、スロープやエレベータの設置、住戸内の段差解消や手摺の設置等、バリアフリー化を今後も推進します。</p> <p>第26項（2）（住宅部住宅まちづくり課）</p> <p>空き家対策については、「堺市空き家等対策計画」に基づき、庁内関係課や専門分野の関係団体とも連携を図りながら、空き家化の予防対策、空き家の活用・流通対策、管理不全空き家への対策の取組を総合的に行います。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第27項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課） 現在、自転車通行環境の整備については、自転車利用者の多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等から優先的に整備を進める路線を選定し、令和3年度末で総延長約67kmの整備が完了しております。今後も引き続き、優先度の高い路線を選定し、自転車通行環境の整備を進めます。</p> <p>第28項（土木部土木監理課・河川水路課・道路部道路整備課）（上下水道局水道部水道サービスセンター・下水道管路部西部下水道サービスセンター・経営企画室） 橋梁などの道路施設、河川管理施設、水道施設、下水道施設などの公共インフラについては、堺市公共施設等総合管理計画に基づき、定期点検や日常点検を実施し、点検結果に基づき計画的に補修などを行っています。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	上下水道局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第29項（経営企画室事業マネジメント担当）</p> <p>本市では、水道事業については明治43年、下水道事業については昭和27年に事業着手し、鋭意整備を進めてきました。その結果、現在では水道、下水道共に普及率が100%に近づき、多くの市民が上下水道サービスを利用できるようになりました。</p> <p>一方で、高度経済成長期を中心に多くの上下水道施設が整備されており、今後、更新時期を迎える施設が増加することから、その対応が大きな課題となっております。そのため、本市では、将来を見据え、施設全体を効率的かつ効果的に管理運営することを目的にアセットマネジメント手法を用いて中長期的な視点で事業量を把握し、平準化を図ることで、計画的かつ効率的に施設を改築、更新しています。</p>			

番 号	陳情第65号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第30項(1)(学校教育部生徒指導課)</p> <p>調査書誤記載が複数年発生していた事案について、原因究明及び再発防止策並びに組織運営等の検証を行うため、有識者等による第三者委員会を設置しました。第三者委員会の助言をふまえ、調査書作成の手順のあり方やチェックの仕組みなどの見直しのほか、学校の組織運営の改善を行いました。なお、マニュアルの見直しについては、教育委員会事務局と市長事務局の職員で構成する対策チームを設置してマニュアルの改訂を進めました。また、教職員には、研修等を通じて、調査書は生徒が進路を選択する上で重要な書類であるということを改めて周知し、適切な進路業務の遂行を徹底しています。</p> <p>第30項(2)(学校教育部生徒指導課)</p> <p>体罰根絶に向けて、児童生徒への対応を一部の教員に任せきりにすることや、特定の教員が抱え込んだりすることがないように、組織的な対応を徹底し、管理職や生徒指導担当教員を中心に、体制を常に見直すよう教育委員会から学校に対して指導しています。</p> <p>また、生徒指導上対応が困難な事案に対し、学校危機管理アドバイザーの派遣、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の配置等により、課題解決の支援、教員への心身の負担軽減を行います。</p> <p>第30項(3)(学校教育部生徒指導課)</p> <p>「不登校」は「どの子にも起こりうる」という視点で、児童生徒の変化を見逃さないよう日常の会話や観察、校内アンケート等をもとにした教育相談体制を充実させるなど、未然防止や早期発見に努めています。</p> <p>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置により、家庭や関係機関と連携し、教職員と専門家で組織的に対応できる体制の構築を行っています。</p> <p>第31項(学校教育部教育課程課)</p> <p>児童生徒の読書習慣の定着及び言語能力、情報活用能力等の育成を図るため、学校図書館の役割として求められる3つの機能(読書・学習・情報)を向上させ、市立図書館とも連携を深めながら、環境整備、蔵書整備に向けた取組を進めます。</p> <p>第32項(教職員人事部教職員企画課)</p> <p>教育職員の業務量の適正な管理に関する文部科学大臣指針をふまえ、令和2年3月に本市教育職員の勤務時間の上限を教育委員会規則に規定しています。また教育職員の長時間勤務の改善や子どもたちと向き合える環境の整備を行うため、堺市教職員働き方改革プランを推進しています。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	市長公室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（秘書部秘書課）（市民人権局人権部人権推進課） 旧統一教会の関連団体が関与する「ピースロード」については、不安や懸念を持たれる市民がおられると認識しており、今後後援名義使用承認が申請されても、承認いたしません。 市として、今後は旧統一教会及び関連団体に後援名義の使用承認は行わず、関係を持たない方針です。</p> <p>第2項（政策企画部）（文化観光局観光部観光企画課）（産業振興局産業戦略部産業企画課） 本市の副首都推進本部への参画については、大阪府、大阪市と連携を図り、大阪全体の成長・発展に向けた戦略等を検討し、本市の成長につなげていくことを目的としたものです。同本部への参画により、引き続き連携を強化し、本市における成長に向けた取組を推進していく必要があると認識しています。 なお、カジノを含む統合型リゾート（IR）については、本市はIR誘致には関わっていません。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	市政集中改革室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（市政集中改革室）（建築都市局都心未来創造部堺駅エリア整備担当）</p> <p>本市の財政は、平成28年度以降、恒常的な収支不足が生じ、令和3年2月に公表した財政収支見通しにおいて、近い将来に基金が枯渇することが見込まれる危機的な状況にあったことから、同年2月に「堺市財政危機宣言」を発出、同年10月には「堺市財政危機脱却プラン（案）」を策定し、市政全般にわたる改革に取り組んでいます。</p> <p>令和4年2月に公表した財政収支見通しでは、同プラン（案）の取組や市税等の増加などにより大幅な収支改善が図られたものの、同プラン（案）の取組をすべて実施した場合においても、なお依然として収支不足が続く厳しい財政状況にあることから、今後、プラン（案）の取組を着実に推進し、また更なる取組の追加・具体化を図る必要があると考えています。</p> <p>また、改革を実行していく中でも、魅力的な都市となるために必要な投資は積極的に行うことで、人や投資を呼び込み、税収等の「稼ぐ力」をつけ、それにより住民サービスを充実させる好循環を生み出す持続可能な都市経営をめざし、取り組んでいきます。</p> <p>なお、大浜北町市有地活用事業は、民間施設と公共施設を一体的に整備する事業として取り組んでいます。</p> <p>公共施設整備は工事に着手しており、民間施設については令和4年9月に施工業者が決定し、令和6年末の完成に向けて進めています。</p> <p>その中で土地貸付料については、現在事業者からの新型コロナウイルスの影響を理由とした納付の履行期限猶予の申し出を受け猶予しています。今後新型コロナウイルスの状況を踏まえながら、土地貸付料の納付について事業者と協議していきます。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項（ICTイノベーション推進室）</p> <p>マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されており、各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合があります。</p> <p>各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合においては、その旨を説明し、記入を求めますが、記入がない場合は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などによりマイナンバーを確認します。</p> <p>国が推進する健康保険証とマイナンバーカードの一体化は、マイナンバーカードを利用して医療機関等を受診していただくことで、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになることから、利便性の向上につながるものと考えています。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項（人事部人材開発課）（財政局契約部調達課）</p> <p>本市においては、憲法に定める国民の権利や義務を十分に踏まえ日々の業務にあたるよう、職員に対して法律研修や人権研修を実施しています。また、公務員は全体の奉仕者であると規定されていることから、堺市職員としてこのことを念頭に市政や業務にあたることは当然のことであると認識しており、公務員倫理研修を通じてその徹底を図っています。今後も引き続き職員研修の充実により、日本国憲法への理解を深め、市政や業務にいかせるよう努めます。</p> <p>また、本市が発注する委託契約の受託者に対して、業務委託契約書のなかで、日本国の法令遵守を規定しているところであり、これら関係法令の遵守について、引き続き徹底を図ります。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（税務部税制課）</p> <p>消費税率（国・地方）引上げによる増収分は、社会保障・税一体改革により、全て社会保障に充てられています。消費税率10%への引上げによる増収によって、待機児童の解消、幼児教育・保育の無償化など子育て世代の社会保障が充実し、全世代型への社会保障制度改革が進んでいます。</p> <p>以上のような趣旨を踏まえると、本市から国に意見を申し入れるべきではないと考えております。</p> <p>第7項（契約部契約課・調達課）（上下水道局サービス推進部事業サポート課）（産業振興局産業戦略部産業企画課）</p> <p>本市では、予定価格250万円以下の少額工事・修繕案件については、登録の際に建設業許可を要件とする建設工事に係る有資格者名簿からの選定に限定せず、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿や、各局の判断によりこれらの名簿外の事業者を含めて独自で作成した事業者名簿などからも選定を行っています。</p> <p>このため、建設業許可を有していない事業者であっても、他の名簿等からの選定により小規模な修繕等の契約が可能となることから、小規模工事希望者登録制度を導入しなくとも、市内中小企業の受注機会の確保という目的を充足することができるものと考えています。</p> <p>なお、入札参加有資格者名簿は本市が発注する工事、業務等の入札等に参加する資格を有する事業者を登録する制度によるものであり、市民の方が活用することを想定していませんが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第7条の規定に基づき、入札契約事務の透明性確保の一環として、堺市ホームページ上に全ての方に閲覧できる形式で公表しています。</p> <p>また、小規模な住宅改修工事に対する補助制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度については、一定の意義はあると考えていますが、特定業種支援についての公平性や個人財産への公的資金の導入の妥当性などの課題があると認識しています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、地元企業の受注機会の確保に向けた取組を推進します。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第8項（税務部税制課）</p> <p>所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。</p> <p>青色申告書を提出した場合は、所得税法第57条に基づき、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。</p> <p>所得税は国税であり、上記の内容を含む所得税法の改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であって、本市から賛否を表明すべき内容ではないと考えております。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第9項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険の運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを決めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>また、この国民健康保険の都道府県単位化（広域化）に伴い、毎年約1,700億円の公費拡充が行われることとなっていますが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。</p> <p>傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえた特例的な措置として実施しているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当金制度については、国民健康保険には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性等、様々な課題があると認識しています。</p> <p>第10項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>納付が困難な世帯については、可能な限り保険料の減免や猶予の制度をご活用いただき、ご事情に応じた適正な納付額・納付計画となるよう、対応しています。</p> <p>申請書類は、各世帯の状況に応じて保険料負担をできる限り軽減するために必要な書類を提出いただいておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>第11項（長寿社会部国民健康保険課）</p> <p>資格証明書及び短期被保険者証については、法令の規定に基づいて適正に発行していますが、機械的一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、適切に対応しています。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（産業戦略部地域産業課・イノベーション投資促進室）</p> <p>本市において小規模事業者は、市内企業の大多数を占めており、地域経済や雇用を支える極めて重要な存在であると認識しております。</p> <p>本市では、（公財）堺市産業振興センターを中心に、市内中小企業の総合的支援を行っています。小規模事業者に対し、資金調達を円滑に進めるため、本市独自の無担保融資として大阪信用保証協会が保証する「堺市中小企業振興資金融資（市町村連携型）」と「堺市中小企業設備投資応援資金融資（市町村連携型）」を用意し、担保の抛出が難しい方でも利用しやすい融資を提供しています。堺市産業振興センターが保証する融資として「堺市中小企業活力強化資金融資」と「堺市創業者支援資金融資」を用意していますが、こちらの融資は、保証料を原則本市が全額負担する制度を設けており、諸費用面でも利用しやすいものと考えております。その他、多様な資金ニーズに対応するため種々の融資メニューを設けておりますが、今後とも、中小企業者を取り巻く経済情勢と経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築に努めてまいります。</p> <p>また、経営改善に資するための相談窓口を設置し、労務管理をはじめ経営に関する諸問題の解決及び指導に取り組んでいます。</p> <p>加えて平成30年度から、個人事業主を含む中小企業者が一定の要件を満たした場合、中小企業等経営強化法に基づき、導入した先端設備の固定資産税が3年間ゼロになる等の特例措置がある「先端設備等導入計画」の認定を実施しています。</p> <p>今後とも市内中小企業の持続的な発展に向けて、振興施策の強化に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項（都市整備部区画整理担当）</p> <p>黒山地区の渋滞対策としては、事業者との役割分担のもと、周辺主要交差点において、右左折レーン増設などの交差点改良等を実施しました。</p> <p>特に事業者においては、入場待ち車両が国道309号をはじめ周辺道路に影響を及ぼさないように、施設への出入りは原則左折とした上で、駐車ゲートを設けず敷地内通路に滞留させています。さらに周辺道路の混雑状況に応じた出入口の開閉も行っています。</p> <p>また、周辺交差点などへの案内看板や誘導員の配置、ホームページや場内掲示による来店客への周辺道路の交通状況案内を行い、適切な経路への誘導を実施しています。</p>			

番 号	陳情第66号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（総務部学務課）</p> <p>就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。</p>			

番 号	陳情第67号	所管局	市民人権局
件 名	人権施策について		
<p>第1項（人権部人権企画調整課・人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部学校保健体育課・人権教育課）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する差別やいじめ、誹謗中傷はもとより、職場や周りの方への接種の強制、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることは許されるものではありません。</p> <p>令和2年度に実施した第8回堺市人権意識調査における「新型コロナウイルスについての考え方」では、「マスクをつけていない人はモラルが低い」という質問に対し、「そう思う・どちらかというと思う」に回答した人が74.9%であり、差別や同調圧力につながるおそれがあることがわかりました。</p> <p>本市では、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について、広報さかいや堺市ホームページへの掲載に加え、ポスター掲示、動画配信、講演会における啓発などを実施しています。</p> <p>また、市立学校園に対しては、新型コロナウイルス感染症に付随して起こる偏見や差別について、教職員一人ひとりが人権侵害を起こさないという意識を改めて高めることや、新型コロナウイルス感染症に対して、過剰に反応したり、揶揄したりするような事象が起きないように、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うことを通知しています。</p> <p>今後も、偏見にとらわれず、思いやりのある行動に努めていただけるよう、啓発活動を推進します。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>入所施設における知的障害者の待機者数は、令和4年3月末時点で、133人となっています。</p> <p>現在、国では、障害福祉計画の基本理念として、入所施設からの地域生活への移行を掲げています。</p> <p>このことを踏まえ、本市では、障害者の暮らしの場として、障害者の高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームの量的拡大と機能強化を進めています。</p> <p>第2項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>第6期堺市障害福祉計画において、グループホームの令和5年度サービス見込量を1,119人と設定しており、令和3年度と比較すると115人増えています。これは、「新たに115人のグループホームをつくる」という目標値を示したのではなく、各年度のひと月当たりの利用人数を見込みとして算定したものです。</p> <p>なお、市内のグループホームの定員数は、令和元年度末939人、令和2年度末1,096人、令和3年度末1,183人と着実に増加しています。</p> <p>また、「重度化」とは、加齢等による心身機能の低下により、従来からの障害に伴う生活上の制約や制限が大きくなる状態を想定しています。</p> <p>第3項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>緊急時対応事業は、障害者を在宅介護する者が緊急の事由により介護を行うことができなくなった場合に、当該障害者に対し支援等の対応を行うことで、障害者が地域で安心して暮らし続けられることを意図しているものです。</p> <p>障害者本人のパニック等の事由にまで対象を拡充するにあたっては、協力事業所の体制確保がさらに必要となることから、事業所等の意見も踏まえた上で検討する必要があると考えています。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第4項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>短期入所施設が満床で利用することができない場合に、本市と協定を締結した社会福祉法人の短期入所事業所において、緊急用ベッドを2床確保してきましたが、同一日に2床とも利用している日は年間で数日となっています。</p> <p>一方で、短期入所は、自宅で介護する方が病気の場合などの場合に利用するほか、介護者のレスパイトサービスとしての役割も担っていることからニーズが高く、希望する日に利用することが難しいという声があります。</p> <p>このような現状を踏まえ、令和4年度は、市が確保している緊急用ベッド1床分の経費を計上し、減じた1床は社会福祉法人が日々の短期入所の受け入れとして効率的に活用できるようにしています。</p> <p>今後は、国の制度も活用し、より多くの短期入所事業所に緊急時の受入機能を担っていただけるよう見直しを行っているところです。</p> <p>第5項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>本市では、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、屋外での移動が困難な方に対してガイドヘルパーが付き添いを行う移動支援事業において、通院にかかる移動の介助等を利用できる仕組みを構築しています。</p> <p>移動支援事業は、全国一律で実施している自立支援給付ではなく地域生活支援事業として市町村が実施しており、現時点で移動支援の時間数を増やすことは困難な状況にありますが、限りある財源の範囲内で最大限実施可能な時間数を設定していますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、慢性の疾病があり、医師の指示により定期的に通院を必要とするグループホームに入居している方については、月2回を限度に障害福祉サービスの居宅介護における通院等介助を利用していただけます。</p> <p>また、疾病によっては、月2回を超えて通院が必要な場合もあることから、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、回数制限を撤廃し、必要に応じて通院等介助の利用が可能となる取扱いに加え、移動支援事業を自立支援給付の対象とし、市町村に超過負担が発生しないよう十分な財政措置を講じるよう要望しています。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	健康福祉局
件 名	障害者施策の充実について		
<p>第6項（障害福祉部障害福祉サービス課）</p> <p>移動支援事業は、全国一律で実施している自立支援給付ではなく地域生活支援事業として市町村が実施しています。</p> <p>本市では現在、ショートステイと移動支援の併用を認めてはいませんが、移動支援事業は社会生活上必要不可欠な外出だけではなく余暇活動や社会参加のためにも必要となることから、よりよい制度となるよう他市の状況などを注視し研究を進めます。</p> <p>また、ショートステイを利用されている方に対する日中支援としては、就労継続支援などの障害福祉サービスがありますが、本市では、日中活動後の夕方や日中活動サービスが休日の日にも支援を受けることができるよう、政令市20市と東京都で構成する21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議を通じ国に対して、余暇支援の創設を要望しています。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	子ども青少年局
件 名	保育施策について		
<p>第1項（子育て支援部幼保推進課・待機児童対策室・子ども青少年育成部子ども企画課） 第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、現時点では、所得制限なしで実施することは困難な状況にあります。</p> <p>また、保育施設等の利用申込者数については、ここ数年間は、横ばいの傾向にありますが、コロナ禍の影響による申し込み控えがあった可能性もあるため、今後の動向を注視していく必要があると考えています。</p> <p>なお、子育て世帯の人口誘導に関しては、大変重要な課題であると認識しており、今後も引き続き、妊娠、出産、子育て、教育に至るまで切れ目のない子育て支援の充実に努め、堺に居住されている方や今後堺に居住される方にも、堺で子どもを産み育てたいと思っただけのような環境整備に取り組んでいきます。</p> <p>第2項（子育て支援部幼保推進課） 令和3年度の補助金の見直しについては、非常に厳しい財政状況の中で、これまでの在り方を抜本的に見直す予算編成を行う必要があり、民間認定こども園・保育所運営補助金についても、事業見直しせざるを得なかったものです。また、令和4年度においても、引き続き厳しい財政状況であったことから、同水準の予算計上となったものです。</p> <p>一方で、コロナ禍での業務負担増に対しては、国庫補助事業を活用した衛生用品の購入など感染症予防対策に要する費用を補助する新型コロナウイルス感染症対策事業を昨年度に引き続き実施しているほか、本市の独自施策として、新型コロナウイルス対応により増加した業務を担うために必要な保育支援者を雇用する経費の補助なども実施しています。</p> <p>今後とも、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組んでいきます。</p> <p>第3項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課） 保育士の確保については、潜在保育士の方への就職準備金の貸付のほか、求人求職登録サイト「さかい保育人材情報ポータルサイト」を運営し、SNSを通じて求人情報や市の就職支援施策等を効果的に発信する取組を行っています。</p> <p>また、学生を対象に学内で実習や就職にあたっての各種相談会や保育の魅力を伝えるセミナー等を開催するほか、養成施設と民間教育・保育施設を対象に、採用後の人材育成や定着を推進することを目的に意見交流会も実施しており、これらの取組みを充実させることによって、より良い人材の確保に向けた支援を引き続き行います。</p> <p>保育士の処遇改善については、国制度による職員の平均経験年数やキャリアアップの取組みに応じた加算が設けられているほか、技能・経験を積んだ職員に対する追加的な加算も設けられており、市も応分の負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しているところです。</p>			

番 号	陳情第69号	所管局	子ども青少年局
件 名	保育施策について		
<p>第4項（子育て支援部幼保推進課） 抗原検査のキットの購入費については、国庫補助事業を活用した衛生用品の購入など感染症予防対策に要する費用を補助する新型コロナウイルス感染症対策事業を昨年度に引き続き実施しており、上限額の範囲内で購入経費として計上いただくことは可能となっています。</p> <p>第5項（子育て支援部幼保推進課） 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充を受け、同交付金を活用し、高齢者施設、障害者施設や教育・保育施設等に対し、電気・ガス、食料品の物価高騰に対応するための支援金を支給する予算を今回の議会に上程させていただいております。</p> <p>第6項（子育て支援部幼保推進課・幼保運営課） 公立こども園では、使用済み紙おむつは保護者の方に持ち帰っていただいております。使用済み紙おむつを園で処分する場合は、新たに処分費用がかかることから、保護者のみなさまのご意見等もふまえ、おむつの処分に要する必要経費の積算、当該費用の負担方法、保管場所等について検討する必要があります。</p> <p>なお、市内の民間園では、施設で処分している場合も多く、各施設において判断されています。</p>			

番 号	陳情第70号	所管局	健康福祉局
件 名	児童発達支援センターの充実について		
<p>第1項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>職員配置につきましては、指定管理者に対して適正な職員配置を義務づけて実施しており、今後も国基準を念頭に置き、適正な職員配置に努めていきます。</p> <p>本施設の運営につきましては、現在、指定管理者を5年おきに指定しており、平成31年4月から令和6年3月まで堺市社会福祉事業団を指定しています。令和6年度以降の指定につきましても、当該施設の特性を十分に踏まえ、関係課等と調整します。</p> <p>第2項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>単独通園につきましては、令和元年度から4・5歳児の日数を週1日から週2日に増やしています。</p> <p>今後も、単独通園の日数につきましては、職員配置も含め指定管理者と協議していきます。</p> <p>第3項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>現在、児童発達支援センターでは15名のセラピストを配置し、リハビリを実施しており、卒退園後につきましても、地域の小学校や障害児通所支援事業所と連携しながら、一定期間、リハビリをご利用いただいています。</p> <p>今後も、児童発達支援センターにおける療育の中で、より良いサービスを効率的に提供できるように、リハビリの実施時期や回数等について、引き続き、指定管理者と協議してまいります。</p> <p>第4項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>令和元年度以降の指定管理料において、送迎バスの増車に伴うバス借上料と、添乗する保育士の人件費の増額分を見込んで積算し、指定管理者において、平成31年4月からジャンボタクシーを1台増車しました。</p> <p>また、送迎ルートにつきましても、長時間乗車する園児ができる限り少なくなるように、指定管理者において毎年見直しを行っています。</p> <p>今後も、通園バスの運行につきましては、安全な運行を確保し、園児と保護者の皆さんにできる限り負担がかからないよう、引き続き検討してまいります。</p> <p>第5項（障害福祉部障害支援課）</p> <p>堺市立南こどもリハビリテーションセンターの施設の老朽化等に伴う設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討し、計画的に改修を進めているところです。</p> <p>令和4年度は、同センターの空気調和設備改修工事を予算化しています。</p> <p>今後も同センターの設備改修につきましては、必要性や緊急性等を検討しながら計画的に進めてまいります。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	子ども青少年局
件 名	児童自立支援施設について		
<p>第1項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 購入した土地については、現在の社会情勢等を考慮し、今後の市政に資する活用方法を庁内関係部局で検討しています。</p> <p>第2項（子ども青少年育成部子ども家庭課） 子どもにとって充実した支援が行える環境であるかどうかを優先に、児童自立支援施設の特性（入所児童は、性別や年齢、入所に至る背景や顔見知りなど様々な事情を有しています。）を考慮し、その児童にとって最適な入所先を決定するため、堺市が措置する児童全員が大阪府立施設に入所するものではなく、これは、堺市内に施設整備した場合でも同様の取扱いになると考えています。</p> <p>なお、令和6年4月以降の新たな大阪府への事務委託により児童の支援を予定していますが、堺市として入所児童の支援に関わることは重要と考えています。</p> <p>については、現在、大阪府立施設への堺市職員の派遣等について協議しており、入所児童の特性や日常の状況を把握し、退所後の効果的な支援に繋げていきます。</p> <p>令和2年に厚生労働省が実施した「児童心理治療施設、児童自立支援施設の高機能化及び小規模化・多機能化を含めた在り方に関する調査研究」の報告書には、児童自立支援施設等の小規模化・多機能化等に係る今後の検討の必要性が示されていますが、国から通知や方針等は示されていません。なお、国から通知や方針が発出された際には大阪府と協議します。</p> <p>また、一時保護措置から施設入所措置に移行する際は、基本的に児童自立支援施設ではなく、児童養護施設への入所となりますので、ご理解ください。</p>			

番 号	陳情第71号	所管局	子ども青少年局
件 名	児童自立支援施設について		
<p>第3項（子ども相談所育成相談課・子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>令和5年4月より施行される児童相談所の管轄区域に係る参酌基準において、管轄区域内の人口は、20万人から100万人までの範囲を目安とする趣旨から「基本としておおむね50万人以下」と規定されました。参酌基準を踏まえ、児童虐待相談等によりきめ細かく対応していくための体制の在り方について検討を進めています。</p> <p>人材育成については、毎年4月に児童福祉司任用前研修を行うほか、児童心理司を対象にした専門研修など、年間を通じて多様な職員研修を実施し、対人援助スキル等の研鑽に努めています。また、新任職員はできるだけベテラン職員とペアを組み、担当ケースへの対応を通じて助言を受けることで見立てる力を養っています。新規採用者や転課職員の経歴は様々で、経験年数にも幅があるため、それぞれの強みを活かした人材育成の充実に努めます。</p> <p>また、児童自立支援施設については、堺市の子どもたちの将来的に安定した最適な養育環境をしっかりと確保することを前提に、施設整備費用や将来的なランニングコストを考慮して、より効果的な手法として、令和3年1月に大阪府と事務委託を継続することで合意しました。</p> <p>については、大阪府立施設内において、新たな寮舎を令和6年4月1日に開所できるよう、大阪府と協力しながら、事務委託継続のための寮舎整備等を進めていきます。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項（健康部健康医療政策課）</p> <p>本市においては、堺市こども急病診療センターを西区に開設しています。小児科に従事する医師数は年々増加傾向にあるものの、依然として休日、夜間帯における人材確保は厳しい状況にあり、地区医療関係団体の協力を得て同センターを開設しています。限られた医療資源の中で市民の皆様に適正な医療を提供できるよう地区医療関係団体と協力し体制の確保に取り組んでいます。</p> <p>お住まいの地域によりましては、同センターが遠方となり、アクセス方法として電車・バスの乗り継ぎ等ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力の程お願いします。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項(1)(2)(子育て支援部幼保運営課)</p> <p>公立認定こども園の民営化については、限られた財源のもと、多様化する保育需要に対応しながら、市民サービスの維持・向上を図るため、民間活力を導入するものです。現在、公立として存続させる施設は12か所と公表しており、美原ひがしこども園をはじめ、その他の施設は条件が整い次第、民営化を進めています。</p> <p>民間移管にあたっては、保護者の皆様を対象としたアンケート調査の実施、引継ぎや共同教育・保育を行うなど、教育・保育の質の維持及び向上を図るよう取り組んでいます。なお、移管後については、本市職員が施設を訪問し、利用児童の様子や運営内容等について確認や指導を行いながら、フォローアップも行っています。</p> <p>美原ひがしこども園や美原区内のこども園の障害児の受入れについては、障害児や要配慮児対応等への加配について、市独自の運営補助などを行っており、引き続き障害児を取り巻く環境や保育ニーズ、周辺施設の状況なども勘案しながら、適切に確保できるように努めます。</p> <p>第2項(3)(子ども青少年育成部子ども育成課)</p> <p>病児保育施設がない美原区・東区については、医療機関(小児科)併設型の病児保育を実施できる施設の確保が困難な状況であるため、平成30年3月から市内全域をカバーする訪問型の病児保育事業を実施しています。</p> <p>令和2年3月に策定しました「堺市子ども・子育て総合プラン(第2期堺市子ども・子育て支援事業計画)」において、病児保育に係るニーズ量の将来推計に基づき、5か所の施設と訪問型にて病児保育を実施することで、ニーズ量を確保しておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>第2項(4)(子育て支援部幼保推進課)</p> <p>第2子の0歳児から2歳児の保育料無償化については、市の非常に厳しい財政状況の中、現時点では、所得制限なしで実施することは困難な状況です。</p> <p>なお、令和3年度からは代替施策として、特に経済的負担の厳しい子育て世帯への支援を行うことを目的に、年収380万円未満相当世帯を対象とする所得制限を設けたうえで実施しており、令和4年度についても継続して実施しています。</p> <p>今後の財政状況を踏まえつつ、支援の在り方について検討してまいります。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（環境事業部環境業務課）</p> <p>本市では、各戸収集を推進しておりますが、狭あい道路や袋小路、私道等の理由で収集車両が進入できないため、収集路線の道路上にごみ集積場所を設置・管理していただいている地域もあります。</p> <p>ご要望である小型の車両については、2tパッカー車に比べて非常に積載量が少ないため、相当の人材・機材が必要となり、多額の費用がかかる課題もあります。抜本的な解消策ではありませんが、現在の厳しい財政状況の中では、非常に困難なものと考えております。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項(1)(交通部公共交通担当)</p> <p>美原区では、一般の路線バスに加え、区域と北野田駅や初芝駅、新金岡駅とを結ぶ美原区域路線バス4路線を運行しています。また、バス停から遠く、バスを利用しにくい地域では、地域と北野田駅等とを結ぶ乗合タクシーを運行しています。</p> <p>既設路線の延伸に関しては、所要時間の増加に伴い、人員・車両共に増備が必要となり、大幅な費用負担が伴いますので慎重な判断が必要となります。</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、直通のバス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持確保している現状となっています。</p> <p>ご要望にあるさつき野及び平尾地域に関しては美原区役所にて既存の近鉄バス路線を乗り継いでご利用いただけます。また、青南台地域においては、鉄道駅やバス停から離れた地域の方の日常生活に必要な移動手段を確保することを目的に、堺市乗合タクシーを運行していますので、ご利用ください。</p> <p>北野田線さつき野系統における土日ダイヤの21時30分以降の増便については、人件費や燃料費等が増加するため、それに見合う収入が確保できるかなどの課題もありますので、慎重な判断が必要となります。</p> <p>第4項(2)(交通部公共交通担当)</p> <p>堺市乗合タクシーの予約については、運行開始当初、乗車の3時間前としておりましたが、利用者の要望を踏まえ、委託事業者と調整し乗車の2時間前に短縮する改善を行っています。</p> <p>乗車の2時間前までの予約については、予約を受けてから確実に配車するために必要な時間を考慮し設定しており、1時間前までの予約受付は困難です。</p> <p>第4項(3)(交通部公共交通担当)</p> <p>本市では、以前、各区内を周回する「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項(4)(都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当)</p> <p>本市では、堺都心部の移動利便性や回遊性の向上などをめざしたSMI(堺・モビリティ・イノベーション)プロジェクトに取り組んでいます。その取組の一つとして、堺都心部と美原をはじめとした市域東部の人流と地域の活性化、公共交通の利用促進などを目的として、堺都心部と美原を直通の急行バスでつなぐ「SMI美原ライン」の導入をめざしています。</p> <p>今回の実験は、その第一弾として、堺駅前から美原区役所前間において直通急行バスを運行するものです。まずは実証実験により試験運行を行いながら、需要喚起に取り組むことが必要であると考えており、実証実験の結果を踏まえ、SMI美原ラインの実現に向けて取り組みます。</p> <p>第5項(都市整備部区画整理担当)</p> <p>黒山地区の渋滞対策としては、ビバモール美原南インター及びららぽーと堺の事業者との役割分担のもと、周辺主要交差点において、右左折レーン増設などの交差点改良等を実施しました。</p> <p>特にららぽーと堺においては、入場待ち車両が国道309号をはじめ周辺道路に影響を及ぼさないように、施設への出入りは原則左折とした上で、駐車ゲートを設けず敷地内通路に滞留させています。さらに周辺道路の混雑状況に応じた出入口の開閉も行っています。</p> <p>また、周辺交差点などへの案内看板や誘導員の配置、ホームページや場内掲示による来店客への周辺道路の交通状況案内を行い、適切な経路への誘導を実施しています。</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	建設局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課）</p> <p>本市では自転車通行環境の整備について、令和3年度末で総延長約67kmの整備を行ってきました。今年度は自転車ネットワーク路線や取組内容等を示した現行計画（堺市自転車利用環境計画）の見直しを行っています。なお、現行計画については、堺市ホームページにて公開していますので、ご参照ください。</p> <p>（堺市ホームページ：トップページ＞くらしの情報＞道路・交通・土木＞サイクルシティ堺）</p>			

番 号	陳情第72号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項(1)(学校教育支援教育課)(健康福祉局障害福祉部障害支援課)</p> <p>支援学校については、現在、教育委員会事務局内に堺市立支援学校狭隘化・老朽化問題解消対策会議を設置し、関係各課で支援学校の状況を共有し、狭隘化・老朽化の課題について検討しています。その中で、上神谷支援学校の教室数や百舌鳥支援学校の立地状況など、諸課題の整理を行い、年度内に考えをとりまとめたいと考えています。</p> <p>堺市では現在、未就学の障害児の療育・訓練の場として南区に堺市立南こどもリハビリテーションセンターと西区に堺市立北こどもリハビリテーションセンターを設置しています。今後もこの2つのリハビリテーションセンターで未就学の障害児の療育・訓練に取り組みます。また、令和4年11月1日現在、本市内で療育・訓練のサービスを提供している民間の障害児通所支援事業所は151か所あり、うち美原区は6か所となっています。</p> <p>第7項(2)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>放課後児童対策等事業は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第45号)」に基づいた業務仕様書により委託し、市の事業として実施しています。</p> <p>運営については、民間事業者を活用し、放課後児童対策等事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の選定を行っています。</p> <p>第7項(3)(学校教育支援教育課・学校管理部学校施設課)</p> <p>本市では「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)」に基づき、校舎の新築や改築等に合わせてエレベーター設置を行っています。現在のところ、さつき野小学校・さつき野中学校においてエレベーター設置の予定はありませんが、障害のある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、学級の状況や児童生徒の障害の状況に鑑みながら、関係課と連携し、必要な措置を講じます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(1)(健康部健康医療政策課・保健所感染症対策課)</p> <p>昨年度、本市においては、厚生労働省からの公立・公的病院の再編統合など具体的対応方針の再検証の要請について、再検証要請病院と選定された病院はありませんでした。今年度、厚生労働省において再検証要請病院を選定するかどうかは未定です。</p> <p>また、本市の公立病院である堺市立総合医療センターは、災害拠点病院や感染症指定医療機関として位置付けられており、市民の命を守る基幹病院として、他の医療機関と協力しながら医療提供体制の充実を図っています。</p> <p>発熱外来については、医療機関にご協力いただき、本市でも多数の医療機関で発熱等の症状を有する方の診療及びPCR検査等が可能な体制が整備されています。</p> <p>また、検査体制については、衛生研究所における検査や医療機関における検査のほか、民間検査機関のプール検査などの手法を活用することにより、6,000件/日の検体についても効率的に検査できる体制を確保していますが、今後も継続した検査体制の確保が欠かせないと考えており、衛生研究所を始め、医療関係機関や民間検査機関等と連携し、継続的に取り組んでいきます。</p> <p>第1項(2)(保健所感染症対策課・健康部健康医療政策課・長寿社会部介護事業者課・障害福祉部障害支援課)</p> <p>医療機関における医療用物資について、感染状況によっては、各自で必要量を確保できない事態も想定されるため、市内医療機関が市民に対して適切な医療を提供できるよう、本市においてマスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・ゴーグルなどの医療用物資を一定量確保しています。</p> <p>高齢者施設及び障害福祉サービス事業所等に対しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止やサービス提供の継続のため、マスクや消毒液等の衛生用品を配付したほか、市備蓄分としてフェイスシールドや防護服等を確保しており、クラスターなどの緊急時には、必要に応じてマスクや消毒液とともに事業所等に速やかに供与しています。</p> <p>また、検査キットについて、高齢者施設等で陽性者が発生した場合には、保健所でのPCR検査や施設への抗原簡易キットを配付することで必要な検査を実施しています。</p> <p>なお、医療機関に対しては、第6波の感染拡大に伴う検査キット不足の際、大阪府が希望する医療機関に対し抗原簡易キットの有償配付を一時的に行いました。</p> <p>今後も感染動向を注視し、必要な体制の確保に向けて、取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(3)(健康部健康推進課・保健所感染症対策課)</p> <p>重い病状の診療や子どもの定期予防接種などは「不要不急」ではなく、受診促進には、安心・安全に受診いただける環境づくりとその周知が必要であると考えています。これまでも広報紙やホームページ、個別通知等を通じて周知を行っていますが、今後も機会を捉えて周知・啓発を行っていきます。</p> <p>なお、各種検(健)診を委託している医療機関にも、十分な感染予防対策をお願いするなど、安全に受診できる体制を整えています。</p> <p>第1項(4)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことで財政運営の安定化を図り、制度の持続性を高めることを目的とした国民健康保険制度改革が実施されました。これに伴い、大阪府は、法に基づく大阪府国民健康保険運営方針を策定し、平成30年度からの保険料率の統一などを定めました。</p> <p>大阪府国民健康保険運営方針では、平成30年度から令和5年度まで最大6年間は、各市町村による激変緩和措置が認められており、本市においては、激変緩和措置期間中の保険料率について、基金からの繰入れを行うことなどにより、被保険者の負担が急激に増加することのないよう対応していきます。</p> <p>また、この国民健康保険の都道府県単位化(広域化)に伴い、毎年約1,700億円の公費拡充が行われることとなっていますが、国民健康保険制度の財政基盤は依然として脆弱で不安定であるため、本市としては、更なる公費拡充によって、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講ずるよう、国に対して要望しているところです。</p> <p>第1項(5)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度について令和4年度から導入されています。本市としては、国が示す対象年齢、減額割合により実施していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の国の財政負担による拡大を国に要望しています。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(6)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>一部負担金の減免制度については、「大阪府国民健康保険運営方針」において府内統一基準が定められたことを受けて、本市でも平成30年度から府内統一基準を導入しました。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>一部負担金減免制度については、広報さかい、市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載するとともに、区役所窓口においても、制度の案内を行い、周知に努めています。今後も窓口対応においては、市民目線に立って、親切で丁寧な説明を行うよう努めていきます。</p> <p>第1項(7)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>国民健康保険法に基づき、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主が、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められるときは、市町村の判断により、被保険者証を交付できることとなっています。</p> <p>平成21年1月20日付け国通知においては、医療を受ける必要が生じ、かつ、医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合は、特別の事情に準ずる状況にあると考えることから、緊急的な対応として、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができると示されています。</p> <p>本市においても、法令や通知に基づき、個別の事情を十分に聴き取りをしたうえで、短期被保険者証の交付を判断しています。</p> <p>第1項(8)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>本市では、いわゆる証の留め置き運用は行っておらず、すべての被保険者に証をお送りしています。資格証明書の発行については、法令の規定に基づいて行っていますが、発行に当たっては、機械的一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>第1項(9)(生活福祉部生活援護管理課)</p> <p>無料低額診療事業は、社会福祉法に規定される事業であり、国が責任をもって対応すべきであると考えます。</p> <p>本市といたしましては、保険調剤薬局も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項にするなど、国に対する要望をあげているところです。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第1項(10)(長寿社会部国民健康保険課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免については、国の通知に基づき対応しています。申請に際しては、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免と、従来の所得減少に係る保険料減免のうち、その額が大きい方を適用できるよう、必要な書類を提出いただいております。</p> <p>なお、申請時の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に対する保険料減免のみを希望し、従来の所得減少に係る保険料減免との比較を希望しない方については、比較に必要な書類の添付を不要としています。</p> <p>第2項(1)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることとなります。</p> <p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることとされています。</p> <p>第8期介護保険事業計画期間(令和3～5年度)における第1号被保険者の保険料につきましては、介護サービス利用者の増加に伴う介護給付費の増大などが見込まれることから増額改定となりました。本市としましては、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな保険料段階区分と料率の設定を行い16段階としています。</p> <p>介護保険の利用料につきましては、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、世帯全員が市民税非課税などの所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されているところです。また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しましては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しましては、本市も応分の負担を行っています。</p> <p>第2項(2)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い改定を余儀なくされており、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、さらに上昇が見込まれています。</p> <p>本市におきましては、介護保険制度の安定的な運営を図るため、公費投入による所得の低い方の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対して引き続き要望していきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項(3)(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業については、従来からの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサービスに加えて、市独自の基準によるサービスを実施しており、利用できるサービスの選択肢を増やしています。今後も国の動向やサービス利用状況等を鑑み、サービスの質を確保していきたいと考えています。</p> <p>第2項(4)(長寿社会部介護保険課)</p> <p>介護保険審査会につきましては介護保険法第184条、地方自治法第202条の3の規定に基づき大阪府に設置、運営されています。</p> <p>したがって、審査請求の受付や意見陳述については、大阪府介護保険審査会の運営となりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>第2項(5)(長寿社会部長寿支援課・障害福祉部障害支援課)</p> <p>加齢性難聴については、本市においても相談窓口などで、コロナ禍によるマスク着用やアクリルパネル設置の影響も加わり、「聴こえ」への対応が課題となっています。</p> <p>本市では、令和3年度に老人福祉センター及び地域包括支援センターに加齢性難聴の方の「聴こえ」をサポートするスピーカーを設置しました。今後も、加齢性難聴に対する社会の理解の促進に取り組み、あわせて、市内介護サービス施設等での生活支援機器の導入促進や、高齢者を支援するケアマネジャーなど専門職の気づきを促し、医療受診や適切なケアにつながるよう啓発していきます。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方につきましては、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。また、身体障害者手帳をお持ちでない加齢性難聴の方の補聴器購入に係る公的補助制度の創設につきましては、他市と共同し国へ提案していきます。</p> <p>第2項(6)(長寿社会部長寿支援課)</p> <p>堺市高齢者紙おむつ給付事業については、本市が給付していた給付上限額の9,000円が、令和2年12月の事業見直し時点において、全国の政令指定都市平均概ね6,500円と比べて高い水準であったこと、本市の財政が危機的な状況にある中で、他市よりも高い水準のサービスを維持していくことが困難になったことから、令和3年4月に見直しを行いましたので、ご理解ください。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（長寿社会部医療年金課）</p> <p>本市の子ども医療費助成制度における一部自己負担額につきましては、平成16年11月から、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入されているもので、1医療機関当たり月2日を限度に各日500円までの負担をいただいています。</p> <p>また、平成18年7月診療分からは、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする負担の軽減を行い、これにより、複数の医療機関等に受診し、一部自己負担額の合計が対象者一人につき1か月当たり2,500円を超える場合においても、申請により2,500円を超えた分については還付させていただいています。</p> <p>このように、本市子ども医療費助成制度における一部自己負担額については、府内統一ルールの基、実施しているため、完全無料化については、市単独では困難であると考えています。</p> <p>第4項（1）（障害福祉部障害支援課）</p> <p>本市では、障害のある方の暮らしの場として、高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。</p> <p>量的な拡大としては、新たなグループホームを整備する際に国庫補助金に上乗せをして整備費を加算し、事業者負担の軽減を図っています。</p> <p>また、機能強化としては、介護の度合や医療的ケアのニーズが高い重度障害者に対して、手厚い支援体制ができるよう生活支援員の増員及び看護職員の配置に要する経費を補助しています。</p> <p>グループホームにおいては、日常的に医療的ケアを必要とする重度障害者への支援体制の拡充を図るため、補助対象に看護資格を有する生活支援員の加配に要する経費を追加し、さらなる機能強化を行っています。</p> <p>そのほか、重度の障害のある方が安心して地域生活を送ることができるよう、ショートステイにおいても、強度行動障害や重度心身障害がある方、医療的ケアを必要とする方を受入れた場合に加算を実施するなど機能強化を図っています。</p> <p>今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けていくことのできる体制の確保に努めていきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項(2)(障害福祉部障害福祉サービス課)</p> <p>障害福祉サービスは、障害者やその家族等の生活に欠かせないものであり、コロナ禍においても十分な感染防止策を前提として、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要と認識しています。</p> <p>このことを踏まえ、本市では、国通知に基づき、放課後等デイサービス事業所や短期入所事業所等がやむを得ず居宅等におけるサービスの提供を行う場合については、事前にその内容を届け出ていただいた上で、本市が認めた場合は通常の報酬算定の対象としています。</p> <p>また、本市が実施している移動支援事業についても、同様の取扱いとしています。</p> <p>第4項(3)(障害福祉部障害福祉サービス課)</p> <p>本市では、国の制度を受けて障害福祉サービス継続支援事業として、通常のサービスの提供時では想定されない、衛生物品の購入や職員の割増賃金などの「かかり増し経費」の補助を行っています。</p> <p>令和4年度は当該年度に生じた経費だけではなく、令和3年度に生じた経費で補助金を申請できなかった経費についても対象として補助を行っています。</p> <p>また、令和4年度から事業所が施設内で適切な療養体制を確保できるよう、本市独自施策として実施している「施設内療養支援金」の支給額、支給要件を1回30万円から施設内療養者1人当たり、1日につき3万円へと見直しています。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項(4)(保健所感染症対策課・障害福祉部障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課)</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種会場につきましては、身近な場所で接種していただけるよう、各区にそれぞれ1か所以上の地域会場や医療機関の集団接種会場を設けているほか、かかりつけ医等において接種していただける個別接種会場を整備しています。</p> <p>集団接種会場におきましては、障害のある方が安心して利用していただけるよう、車いす移動の際の動線の確保や必要に応じた筆談での対応を行っています。また、聴覚障害のある方においては、手話通訳者・要約筆記者の個人派遣をご利用いただくことができます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いでは、接種会場まで移動する際の外出時の支援や接種会場における必要な援助について、障害福祉サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の利用が可能となっています。</p> <p>また、生活介護事業所等の通所系サービス事業所内でのワクチン接種の実施が認められています。</p> <p>さらに、本市では、障害福祉サービス事業所への調査等により把握したワクチン接種が困難な障害者に対する訪問接種等の支援や従事者に対する先行接種など速やかなワクチン接種に努めてきました。</p> <p>なお、12歳以上で2回以上接種され、前回接種から3か月以上経過した方を対象にオミクロン株対応ワクチン接種を実施しています。</p> <p>支援されている職員の方が対象者に該当する場合は、適切な時期に個別接種会場や集団接種会場において接種いただくことができます。</p> <p>第4項(5)(保健所感染症対策課・障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>障害のある方の入院医療体制については、令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」において、都道府県に対し、障害者等各々の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備や、コミュニケーション支援を始め入院中における障害特性への配慮についての検討が求められているところです。</p> <p>入院、入所調整に際しては、障害の有無にかかわらず、患者それぞれの症状により優先順位を付けざるを得ませんが、患者の方の障害特性に応じ、適切に対応できる病院または宿泊療養施設に入所等できるよう、引き続き大阪府に対し要望していきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項(6)(障害福祉部障害施策推進課)</p> <p>本市では、作業所への発注機会の拡大に向けた取組として、本市の各部局に対し、本市の優先調達方針の趣旨を説明し、その趣旨を理解のうえ障害者就労支援施設等からの物品調達の推進に協力してもらえるよう依頼するとともに、作業所で製作した製品の販売促進として、定期的に市役所庁舎等でバザーを開催しています。なお、現在は、授産製品を製作する障害者施設のネットワークが運営するアンテナショップパッセにおいて、インターネットや電子カタログを活用した販売もしています。</p> <p>また、堺市立健康福祉プラザ授産活動支援センターでは、本市や民間企業等との受注・発注のマッチング・コーディネートやホームページ等を活用した情報発信、授産活動に取り組む事業所の交流支援等を行い、工賃の向上に取り組んでいます。</p> <p>今後につきましても、優先調達や福祉事業所の商品の販売への支援を継続してまいります。</p> <p>第5項(1)(健康部健康推進課)</p> <p>がん検診の無償化は、受診促進強化期間(コロナ禍の受診控えを考慮し令和4年度まで延長)として実施しているものです。</p> <p>無償化の継続については、無償化の効果検証を行い、受診しやすい環境の整備に努め、受診率向上のための効果的な施策を検討していきます。</p> <p>第5項(2)(健康部健康推進課)</p> <p>特定健康診査の検査項目は、メタボリックシンドロームに着目して設定しており、生活習慣病の予防に有効とされる国が定めた項目を中心に実施しています。</p> <p>また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に実施しています。</p> <p>受診券の発行については、医療機関において受診資格の確認が必要なため対象者に送付を行っており、特定健康診査の受診方法や受診できる医療機関情報を掲載したパンフレットなどを同封しています。対象者へわかりやすい案内をすることで特定健康診査の受診につながるよう、受診券の発行を行っておりますのでご理解をお願いします。</p> <p>第5項(3)(健康部健康推進課)</p> <p>各種検診につきましては、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の300件以上の協力医療機関で受診でき、移動健診に比べ、受診者の都合のよい日時に受診いただけます。</p> <p>今後も、受診者数の状況をみながら、検診を受けやすい環境づくりに取り組んでいきます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第5項(4)(保健所感染症対策課) 带状疱疹ワクチンにつきましては、带状疱疹の疾病負荷、带状疱疹ワクチンの効果についての議論が国において行われており、その定期接種化についての審議が現在も継続されています。予防接種への支援については、本市としましては、国の動向を注視していきます。</p> <p>第6項(1)(生活福祉部生活援護管理課) 生活保護の相談を受けた窓口が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付させていただくことで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p> <p>第6項(2)(生活福祉部生活援護管理課) 生活保護法において扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっています。基本的には、法に基づき運用してまいりますが、その取扱いについては、慎重を期すべきことは当然であり、今後も本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げにならないよう慎重に対応してまいります。</p> <p>第6項(3)(生活福祉部生活援護管理課) 厚生労働省からの通知で示されている通り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて就労が途絶えてしまった場合などには、自動車の保有や就労支援について個々の事情を勘案の上、弾力的に運用してまいります。</p> <p>第6項(4)(生活福祉部生活援護管理課) ケースワーカーの人員配置については、適正な生活保護の実施を行うため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めています。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施するとともに、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど法令遵守の丁寧な窓口対応に努めてまいります。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	子ども青少年局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第7項（子ども青少年育成部子ども家庭課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）</p> <p>本市では、堺市基本計画2025の重点戦略の施策として「厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実」を掲げ、庁内の各事業所管課において関連する子どもの貧困対策を推進しています。</p> <p>令和3年度からは、組織横断的な「子どもの未来応援チーム」を形成してより効果的な取組の推進を図っており、ひとり親家庭の保護者への生活設計セミナーと子どもへの家庭教師の派遣をセットにした「ひとり親家庭親と子のチャレンジ支援事業」、生活保護世帯の中高生等を対象にした「学習と居場所づくり支援事業」、地域の多様な子ども食堂の取組をサポートする「さかい子ども食堂ネットワーク構築事業」等を実施しています。</p> <p>今後も、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代間で連鎖することのない社会の構築に向け、行政、教育、多様な支援機関、地域が連携した取組を進めます。</p> <p>第8項（子育て支援部幼保推進課・待機児童対策室）</p> <p>保育士の処遇改善については、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担を行うとともに、国の公定価格を上回る職員配置が可能となるよう、市独自の運営補助を行っています。</p> <p>さらに、保育補助者の雇上げに対する補助や、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整える取組を進めています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p> <p>待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入れ枠の整備などを進め、令和3年・4年と2年連続で待機児童数ゼロを達成しました。</p> <p>今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入れ枠の確保に努めていきます。</p> <p>第9項（子ども青少年育成部子ども家庭課）</p> <p>本市では、児童手当法第21条に基づき、滞納となっているこども園や保育所等の主食費・副食費について、令和3年度より申出徴収制度を導入しています。ただし、本制度は、児童手当受給者が児童手当からの徴収を希望し申出書を提出した場合に限って実施するもので、滞納者全員から強制的に徴収するものではありません。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第10項（環境事業部環境事業管理課）</p> <p>令和2年度から、これまでの粗大ごみの排出支援に加え、生活ごみ、資源ごみ等の排出サポートを行う『ふれあいサポート収集』を実施しています。</p> <p>生活ごみ、資源ごみ等については、自らごみを出すことが困難な単身者で、次の①②のいずれかに該当し、かつ、③④のいずれかに該当する方（同居者が高齢者・年少者等で排出が困難な場合を含む）を対象に、週1回、玄関前で収集を行います。なお、2回連続してごみの排出がない場合、利用者やホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を行います。</p> <p>①65歳以上の高齢者でホームヘルパーの介護を受けている方 ②身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方 ③戸建住宅の場合は、通常の排出場所が玄関前でないこと ④集合住宅の場合は、オートロック等がなく、自宅階に行けるエレベータがなく、いつでもごみを出せる集積場がないこと</p> <p>対象者の条件については、粗大ごみ及び生活ごみ、資源ごみ等のふれあいサポート収集の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等を把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう検討します。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	産業振興局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第11項（産業戦略部産業企画課）</p> <p>本市では、事業者に対し、経営基盤の強化、新しい生活様式への対応促進、新たな販路開拓への環境整備など、将来に渡って事業継続を図ることができるよう、支援策を実施しています。</p> <p>引き続き、市内事業者の状況の把握に努めながら、本市の支援策はもとより、国や府も含めた様々な支援策の情報を迅速に分かりやすく提供し、活用していただくことにより、市内事業者の事業継続の支援に努めます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	建築都市局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第12項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、子ども、障害者、生活困窮者は対象としておりません。</p> <p>市としましては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第73号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第13項(1)(教職員人事部教職員人事課・学校教育部教育課程課・学校管理部学校施設課)</p> <p>本市では現在、小学校において1年生から3年生で35人以下の学級編制、4年生から6年生で「小学校教育支援加配教員」の配置により38人以下の学級編制を行っています。</p> <p>少人数学級実現のためには、教員数の確保や、教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による法改正の内容をふまえ、本市の状況に則して検討し、対応します。</p> <p>第13項(2)(総務部学務課)</p> <p>就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。</p> <p>第13項(3)(学校管理部学校給食課)</p> <p>学校給食に要する経費のうち、食材料費については、学校給食法に基づき保護者の方々のご負担をお願いしています。学校給食費の無償化の実施は、多額の公費を伴うこととなり、限りある財源のなか、給食費の無償化を行うことは非常に困難であると考えています。</p> <p>なお、令和4年度2学期の学校給食費無償化は、令和4年4月に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたことをふまえ、生活者支援として物価高騰等に直面する保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施しているものです。</p> <p>第13項(4)(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>運営事業者の選定にあたっては、放課後児童対策等事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>また、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>なお、本市では、待機児童解消のため、活動場所については専用教室のほか、国の基準を遵守しつつ、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。その利用方法については引き続き学校及び運営事業者と協議を行い、児童が安心安全にのびのびルームを利用できる環境の提供に努めます。</p>			

番 号	陳情第74号	所管局	文化観光局
件 名	北区の文化ホールについて		
<p>(文化部文化課)</p> <p>堺市では、堺市公共施設等総合管理計画において、文化ホールを含む公共施設について施設の統廃合や再配置などによる公共施設の総量や配置の最適化に向けた検討を行っておりますが、現在、北区に新たな文化施設を建設する予定はございません。北区には、講演会、研修会、コンサートなどの開催が可能な堺市産業振興センターが、また北区周辺には、サンスクエア堺やフェニーチェ堺等がございます。</p> <p>堺市内の文化施設では、備えているホールの客席数や諸室等は各施設で異なりますので、市民をはじめ多くの皆さまには、用途に応じた施設のご利用をお願いしております。</p> <p>近年、文化芸術を活用した子育て・教育・福祉等の様々な分野における社会的課題の解決が求められていることから、関係団体と連携して、福祉施設、病院、地域会館、学校等などでのアウトリーチ活動や動画配信などに取り組んでおり、文化施設内に限らず、市民の方々が文化芸術に親しむことができる機会の充実に取り組んでいきたいと考えています。</p>			

番 号	陳情第75号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持確保している現状となっています。</p> <p>運行ダイヤや路線の設定などの運行計画に係る内容については、これまで地域などからのご要望を受け、事業者とその事業の効果も含め、協議・調整を行った結果、要望が実現し、利便性が向上した事例もあります。城山台回り泉ヶ丘行きバス路線を、南区役所近くを經由する路線とすることにつきましては、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社にお伝えしていきます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）</p> <p>交通事業者は、路面公共交通サービスの円滑かつ安全な提供を促進する役割を担っており、本市はそれら公共交通の維持・確保に向けて、公共交通の利便性向上や利用促進を事業者と共に取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>本市ではこれまで、すべての人が利用しやすいノンステップバス及びバスロケーションシステムの導入補助による利便性向上、おでかけ応援制度の実施による利用促進に取り組んでいます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市では、以前、各区内を周回する「ふれあいバス」と「みはらふれあい号」を市の負担により運行していましたが、路線バスとの重複が多く、利用が低調であったことなどから、平成25年6月末日をもって廃止した経緯があります。</p> <p>第4項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。</p> <p>市としましては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第76号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部交通政策担当）</p> <p>交通政策基本法に基づき政府が策定する交通政策基本計画では、基本的方針として「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保」を掲げ、国、地方公共団体、交通事業者、地域住民等の関係者が連携・協働して、地域の実情に応じた創意工夫や努力を重ねることにより、あらゆる人の日常生活に必要な外出・移動を支える輸送サービスを維持・確保することとしています。</p> <p>本市としても、人口減少や新型コロナウイルスの影響等により公共交通を取り巻く環境は厳しい状況が続く中、公共交通の利便性向上や利用促進など、地域の社会生活・経済活動に不可欠な公共交通の維持・確保に向けた取組を進めます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課）（市長公室政策企画部先進事業担当）（泉北ニューデザイン推進室スマートシティ担当）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、障害者、子ども、生活困窮者は対象としておりません。</p> <p>市としましては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p> <p>堺市乗合タクシーについては、これまで制度目的に沿って利用者等から要望を受けた地域への新たな停留所の追加や利便性向上を目的とした停留所の移設等の運行改善を行っています。</p> <p>今後とも、委託事業者と協力しより良い制度となるよう努めます。</p> <p>なお、泉北ニュータウン地域では、SENBOKU New DesignやSENBOKUスマートシティ構想に基づき、本年6月に公民がイコールパートナーとして立ち上げたSENBOKUスマートシティコンソーシアムが主体となり、泉北ニュータウン地域における移動課題の解決に向け、オンデマンドバスを含めた次世代モビリティと公共交通が連携した便利で快適な移動環境の構築をめざした取組を進めています。</p>			

番 号	陳情第76号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第3項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）（建設局土木部土木監理課）</p> <p>公共交通利用者は、新型コロナウイルスの影響を受けて減少傾向にあります。また、今後人口減少・高齢化が一層進む中、需要の多い都市部の路線利用者が減少すれば市内の路線網全体の維持が困難となるなど、経営環境のさらなる悪化が危惧されます。</p> <p>さらに、自動運転技術が進展するほど乗用車の利便性が高まる傾向にあるため、自動運転社会に対応した公共交通サービスの充実が不可欠です。</p> <p>そのため、都市や交通、環境、観光、福祉等の様々な分野の連携した取組を通じ地域全体の魅力や活力を高め、公共交通の維持・増進を図ることが不可欠です。</p> <p>こうした背景のもと、本市では各種の都心活性化施策と併せ、堺都心部を中心に様々な交通施策、ICT施策等に取り組むSMIプロジェクトを進めています。このような取組を通じて、ウォークアブルで居心地が良い魅力的な都市空間の形成、バリアフリーな都市空間の実現などをめざしています。</p> <p>SMI都心ラインについては、堺駅～堺東駅間の公共交通について、自動運転などの先進技術を活用したバリアフリーな移動環境の実現、快適性や安全性の向上などを図るものです。また、各乗降場に次世代モビリティのポートやデジタルサイネージを設置するなど、多様なニーズに対応したサービスと連携することで、公共交通の利用促進をめざします。</p> <p>また、大小路歩道橋については、大小路橋交差点の形状や交通状況の特性を踏まえ、歩行者等の一般道路利用者や通学路としての児童などの安全かつ円滑な横断、また自動車の円滑な交通等を確保するために設置した立体横断施設です。また、高齢者や障がい者等の移動の円滑化のためにエレベーターも設置しております。</p> <p>第4項（都心未来創造部SMIプロジェクト推進担当）</p> <p>本市では、堺都心部の移動利便性や回遊性の向上などをめざしたSMI（堺・モビリティ・イノベーション）プロジェクトに取り組んでいます。その取組の一つとして、堺都心部と美原をはじめとした市域東部の人流と地域の活性化、公共交通の利用促進などを目的として、堺都心部と美原を直通の急行バスでつなぐ「SMI美原ライン」の導入をめざしています。</p> <p>今回の実験は、その第一弾として、堺駅前から美原区役所前間において直通急行バスを運行するものです。まずは実証実験により試験運行を行いながら、需要喚起に取り組むことが必要であると考えており、実証実験の結果を踏まえ、SMI美原ラインの実現に向けて取り組みます。</p>			

番 号	陳情第76号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第5項（交通部公共交通担当）</p> <p>交通事業者は、路面公共交通サービスの円滑かつ安全な提供を促進する役割を担っており、本市はそれら公共交通の維持・確保に向けて、様々な要望や声について、その内容を検討し、交通事業者と連携しながら可能な限り公共交通の利便性向上および利用促進を図っていく必要があると考えています。</p> <p>本市ではこれまで、すべての人が利用しやすいノンステップバス及びバスロケーションシステムの導入補助による利便性向上、おでかけ応援制度の実施による利用促進に取り組んでいます。</p> <p>第6項（交通部公共交通担当）</p> <p>本市内を運行している南海バス株式会社においては、1回目の精算から2回目の精算が2時間以内であれば、交通系ICカード、南海バス専用ICカード「なっち」（昼間割引精算時を除く）または「なんかいバスカード」（一部バスカードを除く）をご利用の方を対象に、バス運賃を大人1人につき50円（小児は20円）割引くサービスを実施されています。また、阪堺電車との乗り継ぎに対しても、交通系ICカードを利用した場合は同様のサービスを実施されています。</p> <p>第7項（交通部公共交通担当）</p> <p>JR阪和線の津久野駅に快速を停車することについて、西日本旅客鉄道株式会社にお伝えしたところ「列車の設定・編成につきましては、お客様のご利用状況等を調査し、総合的に判断して決定しております。快速列車は都市間輸送の主力で所要時間をできるだけ短くできるよう利用実態に合わせ運行しており、特定の区間の各駅への快速列車の停車は所要時間の増加につながり輸送サービスの観点から困難と考えております。そのため、現在のところ、ご要望いただきましたような計画はございません。いただきました貴重なご意見を参考とし、また今後のご利用状況も踏まえ、よりご利用いただきやすいダイヤとなるよう努めてまいります。」とのことです。</p> <p>本市として快速の停車を含むダイヤ編成等につきましては、運行主体である事業者が需要予測、採算性、運行効率性などを踏まえ経営判断して行うものと認識しておりますが、利用者の利便性向上が図られるよう、鉄道事業者に働きかけます。</p>			

番 号	陳情第76号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第8項（交通部交通政策担当）</p> <p>通学定期の値下げを含む運賃施策については、旅客需要や費用対効果などを踏まえ、鉄道事業者各社において経営判断されるものと認識していますが、改めて要望があった内容については、鉄道事業者にお伝えします。</p> <p>なお、泉北高速鉄道及び南海電鉄高野線を乗り継いで通学している方に対する通学定期運賃の一部補助については、事業の目的に見合う効果が十分に認められなかったことから令和4年3月末をもって廃止することとしたものです。</p> <p>第9項（交通部交通政策担当）</p> <p>人口減少・少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通の利用者が大きく減少し、交通事業が独立採算制を前提として存続することが困難となる中、国においては、危機に直面する地域交通について、地域交通の持つ価値や役割を見つめ直すべく、「アフターコロナ時代に向けた地域交通の共創に関する研究会」や「アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会」などにおいて、今後の地域交通のあり方について検討が行われています。</p> <p>本市としては、国等の動向を注視しながら、引き続き、市民等の皆様の移動手段の確保に向け、取組を進めます。</p>			

番 号	陳情第76号	所管局	建設局
件 名	公共交通について		
<p>第10項（サイクルシティ推進部自転車環境整備課・自転車企画推進課・土木部土木監理課） （教育委員会事務局総務部学務課）</p> <p>自転車通行環境の整備については、自転車利用者の多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等から優先的に整備を進める路線を選定し、令和3年度末で約67kmの整備が完了しております。歩道の整備については、速やかに安全対策を行うため、地域からの要望を踏まえ、道路の幅員に応じて外側線を設置することや道路側溝に蓋を掛けることによる歩行空間の確保などを行っています。</p> <p>また、通学路については、各学校において毎年度当初に安全点検を実施し、改善が必要な箇所があった場合は、「堺市通学路交通安全プログラム」に基づき、速やかに学校、教育委員会、自治会関係者、道路管理者、所轄警察署等の関係機関が連携し、道路状況に応じた安全確保に取り組んでいます。</p> <p>また、本市では、令和3年に千葉県で発生した通学路における児童の交通事故を受け、同年9月から10月の間に学校、教育委員会、自治会関係者、道路管理者、所轄警察署等が通学路合同安全点検を実施し、随時、堺市ホームページ「通学路の安全確保への取組み」にその安全対策状況を更新のうえ公表しています。</p> <p>第11項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課）</p> <p>本市ではシェアサイクル事業を令和2年3月から実証実験を行い、シェアサイクルが移動手段の1つとしての役割を担うことや回遊性の向上に寄与することなどの効果を確認できたことから、令和4年10月から本格運用を開始しています。今後も引き続き、シェアサイクル運営事業者と連携を図りながらポートの新設・増設、新たなエリアへの拡充を進め、利用環境の充実を図ります。</p> <p>また、料金体系については、令和4年12月現在、利用開始30分まで130円、以降（延長）15分ごとに100円の従量課金に加え、1日12時間を上限として1,800円の料金設定をしております。</p>			

番 号	陳情第77号	所管局	建築都市局
件 名	公共交通について		
<p>第1項（交通部公共交通担当）</p> <p>バスや鉄道など大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望するすべての目的地に応じて、直通のバス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用頂くことにより、それぞれの路線を維持確保している現状となっています。</p> <p>当該地域を運行している南海バス株式会社に確認したところ、コロナ禍で長期的に収入が戻らず、既存路線の運行を維持することが非常に厳しい経営状況の中、バス路線新設については、新たに車両と乗務員を用意して運行するため、多額の費用が発生することなどから、事業性・採算性を踏まえると困難とのことです。市としましては、ご要望について引き続き南海バス株式会社にお伝えしていきます。</p> <p>第2項（交通部公共交通担当）（健康福祉局障害福祉部障害施策推進課・生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課・子ども育成課）</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的に、市内路線バスと阪堺電車において65歳以上の堺市民の方を対象に1乗車100円でご利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、子ども、障害者、妊婦、生活困窮者は対象としておりません。</p> <p>市としましては、今後とも庁内及び事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p> <p>第3項（交通部公共交通担当）</p> <p>おでかけ応援バスは、バス利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、バスの乗り継ぎに関してはバス事業者の乗り継ぎ制度を前提としています。</p> <p>南海バスにおいては、「バス乗り継ぎ制度については、元来1つの系統であったものを事業計画変更時に分割した際に、利用者の負担が増えないように導入したもので、当該制度が残っている以外の路線に仮に導入したとしても、減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。」とのことです。</p> <p>市としましては、今後とも事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>			

番 号	陳情第78号	所管局	建築都市局
件 名	堺環濠都市北部地区について		
<p>(都市計画部都市計画課・都市景観室)</p> <p>南部大阪都市計画都市再開発の方針は、令和3年7月に改定した堺市都市計画マスタープランの都市景観の方針の記載内容や拠点別構想を踏まえて変更しました。ご指摘の箇所については削除したのではなく、堺市都市計画マスタープランに基づき「環濠エリアは歴史的建造物やまちなみの保全と活用、これらと調和した魅力ある景観形成を図る」に変更したもので、環濠都市区域については、堺環濠都市北部地区街なみ環境整備事業計画に基づき、魅力ある景観形成を図るべくまちなみ再生事業に取り組みます。</p>			

番 号	陳情第79号	所管局	教育委員会事務局
件 名	公立幼稚園について		
<p>第1項（教職員人事部教職員人事課・教育センター能力開発課） 公立幼稚園については、現状をふまえ、研究実践園としての役割や支援を要する子どもたちが増えている状況等、園運営の課題を勘案し、適切な体制の整備に向け検討しています。</p> <p>第2項（学校管理部学校給食課・学校施設課・教育センター能力開発課） 研究実践園として存置する公立幼稚園の園舎については、随時、必要な改修を行いながら、堺市学校施設整備計画をふまえ、長寿命化改修等を含めた将来的な園舎の整備を検討します。 幼児期において、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味関心を通じて自ら進んで食べようとする気持ちが育つよう、公立幼稚園では様々な機会を捉え食育を行っています。 現状の幼稚園では給食を想定した施設となっていませんが、幼稚園での給食も選択肢の一つであると考えています。</p>			

番 号	陳情第80号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
<p>第1項（総務部学務課・学校教育部支援教育課） 支援学校では自主通学が困難な児童生徒ならびに保護者の負担軽減と通学途上の安全確保を目的に、スクールバスを運行しています。令和5年度は、スクールバスの増便を予定しており、これにより、増加する児童生徒への対応が可能となり、1台あたり児童生徒乗車率の低減ならびにコース見直しによる乗車時間の短縮等の効果も見込んでいます。</p> <p>第2項（教職員人事部教職員人事課・学校教育部支援教育課） 支援学校に通学する児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係各課が連携し、通学環境や学習環境等を整えられるよう努めます。</p> <p>第3項（学校教育部支援教育課・学校管理部学校施設課） 児童生徒数の増加に伴い特別教室、体育館、運動場での教育活動を工夫して行う必要が生じること、今後、現在設置している特別教室を普通教室に転用する必要が生じることが狭隘の状況であると捉えています。狭隘化に関しては、支援学校に通学する児童生徒数が増えていることから、両支援学校の課題であり、老朽化に関しては百舌鳥支援学校に係る将来的な課題と考えています。</p> <p>第4項（学校教育部支援教育課） 堺市として適正規模は示しておりませんが、支援学校の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要に応じて関係各課が連携し、対応に努めます。</p>			

番 号	陳情第81号	所管局	教育委員会事務局
件 名	学校給食について		
<p>第1項（学校教育部学校保健体育課・学校管理部学校給食課）</p> <p>文部科学省が示すマスク着用の考え方に基づき、本市では、身体的距離が確保できない屋内で会話を行う場合はマスクの着用を推奨する、と学校へ周知しています。</p> <p>また、堺市では「堺スタイル」において、食事や飲み会るとき「話す時はマスクを着けよう。」と示しています。</p> <p>給食を喫食するときは、屋内で、身体的距離が確保できない状態です。この状態で会話を行う場合は、マスクの着用を推奨することになりますが、喫食時はマスクを着用することができませんので、感染対策として飛沫を飛ばさないようにするため、会話を行わないように学校へ通知しています。</p> <p>今後も、国や大阪府の動向、堺市の取組及び地域の感染状況を踏まえ、感染対策を必要に応じて検討していきます。</p>			

番 号	陳情第82号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>(地域教育支援部放課後子ども支援課)</p> <p>平成8年に発生した〇157学童集団下痢症の教訓をふまえ、放課後児童対策等事業については、安全を第一に、全市統一した事業運営を実施しています。間食については、賞味期限を守り、生菓子などの傷みやすいものは避け、個別包装による乾燥菓子など傷みにくいものを提供することとし、食中毒等の事故が発生しないように細心の注意を払うよう、業務仕様書に規定しています。</p>			

番 号	陳情第83号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>運営事業者の選定にあたっては、放課後児童対策等事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>なお、運営事業者の変更があった場合には引継ぎを着実にを行い、これまでの事業運営も活かすことができるようにしています。</p> <p>第2項（地域教育支援部地域教育振興課・放課後子ども支援課）</p> <p>「外郭団体の見直しに向けた取組方針」（令和3年3月策定）、「堺市財政危機脱却プラン（案）」（令和3年10月公表）において外郭団体の見直しの項目が示されていることから、民間事業者の参入状況や成熟度合等もふまえ、民間事業者が安定的に全区を受託できるまでの間、（公財）堺市教育スポーツ振興事業団には、市の補完・代替機能を果たす外郭団体として事業運営を担ってもらうよう、事業への参画のあり方を見直していくこととしています。</p> <p>なお、実施事業についての変更は伴わないため、運営事業者の選定前に説明をする予定はありませんが、選定後の運営事業者の変更につきましては、多くの保護者に周知できるよう、その方法について検討します。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する指導員の雇用については、受託した運営事業者の裁量事項としています。</p> <p>令和5年度からの業務委託に係る業務仕様書においては、事業の安定運営を継続する観点から、前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向をふまえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力するよう規定しています。</p> <p>また、令和5年4月1日からの新たな事業者が事業をスムーズに開始できるよう、（公財）堺市教育スポーツ振興事業団とも連携し、十分な引継ぎが行えるよう努めます。</p> <p>第4項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>タイルカーペットについては、劣化の程度に応じて対応しています。また、本市職員によるルーム巡回時の現場確認等を行い、計画的な環境整備に努めます。</p>			

番 号	陳情第84号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部地域教育振興課・放課後子ども支援課） 「外郭団体の見直しに向けた取組方針」（令和3年3月策定）、「堺市財政危機脱却プラン（案）」（令和3年10月公表）において外郭団体の見直しの項目が示され、本市ホームページにおいても公表されていること、また、実施事業についても変更を伴わないことから、現在のところ保護者への説明は予定しておりません。 なお、運営事業者に変更があった場合の説明の方法については、多くの保護者に周知できるよう、その方法について検討します。</p> <p>第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 事業を業務委託していることから、仕様書及び提案書に基づく業務の履行確認については、決算報告書ではなく、業務完了報告書の提出を毎月求め行っています。また、本市職員によるルーム巡回により、現地での履行確認を行っています。引き続き適正な履行確認に努めます。</p> <p>第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 事業の安定運営を図るためには、指導員個々の専門的知識の習得や、経験に基づく技量の向上が必要であると認識しています。このことから、継続的な研修体制や、何よりも人材を確保するための処遇の改善が必要であると考えています。引き続き、個々のスキルアップやモチベーション向上につながる取組の研究及び予算の確保に努めます。</p> <p>第4項、第5項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 本市では、待機児童解消のため、活動場所については専用教室のほか、国の基準を遵守しつつ、学校の協力のもと、放課後に活動できる共用教室等の確保を行っています。また、学校によって利用児童数が異なることから、当該校の状況に応じた工夫を行いながら活動を行っています。 なお、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の児童を休ませることができる場所については、各学校に配慮をお願いしています。</p> <p>第6項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 複数の放課後児童対策事業があることについては課題であり、事業を統一していく必要があると認識しています。利用するすべての児童にとってよりよいものとなるよう、事業の統一方法やその進め方について検討を行っています。</p>			

番 号	陳情第85号	所管局	教育委員会事務局
件 名	放課後施策について		
<p>第1項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>榎小学校における活動場所は専用教室2室の他、共用教室として普通教室タイプの2室と家庭科室を確保しており、共用教室が利用できない場合に備えて図書室も借用するなど、日々の出席児童数の状況に応じて活動できる場所の確保を行っています。</p> <p>また、共用教室については、学校の教育活動においても使用することから、専用教室と同じ仕様への整備はできませんが、共用教室内の備品の配置等について、学校の協力を求めています。</p> <p>なお、指導員の処遇改善については課題であると認識しており、個々のスキルアップやモチベーション向上につながるよう引き続き予算の確保に努めます。</p> <p>第2項、第3項（地域教育支援部放課後子ども支援課）</p> <p>運営事業者の選定にあたっては、放課後児童対策等事業をさらに充実するため、事業者の実績、管理運営体制、人員確保や育成方策、運営プログラム等、総合的な運営内容を審査し、よりすぐれた運営事業者の決定を行っています。</p> <p>また、放課後児童対策事業の運営は、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託していることから、運営事業者の変更に伴う業務内容の大きな変更はないものと考えています。</p> <p>なお、運営事業者の変更後は引継ぎを着実にを行い、これまでの事業運営も活かすことができるよう努めます。</p> <p>本事業は委託業務として実施していることから、運営事業者が雇用する指導員の雇用については、受託した運営事業者の裁量事項としています。</p> <p>令和5年度からの業務委託に係る業務仕様書においては、事業の安定運営を継続する観点から、前受注者が雇用していた業務従事者の雇用について、当該業務従事者の意向をふまえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力するよう規定しています。</p> <p>引き続き、利用者や指導員のご意見も確認しながら、当該事業がより良いものとなるよう努めます。</p>			

令和4年 第4回市議会(定例会)陳情回答綴

令和4年12月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-22-0051

